

平成28年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成28年9月15日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成28年9月15日 午前8時59分 委員長宣告

4. 審査事項

出資法人の経営状況説明書について（報告）

1. 一般財団法人可児市公共施設振興公社
2. 公益財団法人可児市体育連盟
3. 公益財団法人可児市文化芸術振興財団

各部における条例の制定・改正予定又は新規事業について（報告）

1. 下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の一部改正について
2. 可児市農業委員会の委員等の定数を定める条例（仮称）の制定について
3. 「住みごこち一番・可児」に向けた企業登録及び協定制度について
4. 公民館をより使いやすい施設とするための方策に関する報告について
5. 可児市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について
6. 第二次可児市都市計画マスタープラン策定に関する報告について
7. 可児市かわまちづくり基本計画策定に関する報告について

報告事項

1. 可児駅東西自由通路の着工について
2. （仮）可児・御嵩IC周辺土地区画整理事業について
3. 企業等の進出状況について
4. 観光ランドデザインの進捗状況について

協議事項

1. 所管事務事業の調査研究課題について

5. 出席委員（7名）

| | | | |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 天羽良明 | 副委員長 | 勝野正規 |
| 委員 | 亀谷光 | 委員 | 伊藤健二 |
| 委員 | 川上文浩 | 委員 | 渡辺仁美 |
| 委員 | 高木将延 | | |

6. 欠席委員 なし

7. 参考人

一般財団法人 可児市公共施設振興公社 事務局長 渡辺英幸

公益財団法人 可児市体育連盟 事務局長 横 田 義 弥
公益財団法人 可児市文化芸術振興財団 事務局長 山 口 和 己

8. 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------|---------|------------|---------|
| 観光経済部長 | 牛 江 宏 | 市民部長 | 莊 加 淳 夫 |
| 建設部長 | 三 好 英 隆 | 水道部長 | 丹 羽 克 爾 |
| 経済政策課長 | 渡 辺 勝 彦 | 観光交流課長 | 坪 内 豊 |
| 産業振興課長 | 桜 井 孝 治 | 農業委員会事務局課長 | 堀 部 建 樹 |
| 地域振興課長 | 村 瀬 雅 也 | 人づくり課長 | 遠 藤 文 彦 |
| スポーツ振興課長 | 長 瀬 繁 生 | 都市計画課長 | 田 上 元 一 |
| 都市整備課長 | 佐 合 清 吾 | 施設住宅課長 | 吉 田 順 彦 |
| 上下水道料金課長 | 小 栗 正 好 | 下水道課長 | 佐 橋 猛 |

8. 職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|---------|-------|
| 議会事務局書記 | 渡 邊 ち え | 議会事務局書記 | 林 桂太郎 |
|---------|---------|---------|-------|

○委員長（天羽良明君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから建設市民委員会を開会します。

これより議事に入ります。発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは、議題1. 出資法人の経営状況の説明書についてを議題といたします。

本日は、参考人として、一般財団法人可児市公共施設振興公社より、事務局長の渡辺英幸さん、公益財団法人可児市体育連盟事務局長 横田義弥さん、公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長 山口和己さんに御出席をいただきました。

それではまず、一般財団法人可児市公共施設振興公社の経営状況より説明をお願いいたします。

○一般財団可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） それでは、資料の14番のほうを開きください。1枚開きますと写真が載っておりますが、こちらはわくわく体験館の正面玄関になりまして、ちょうどステンドグラスの看板が出ておりますが、これはことし平成28年3月に作成したものでございます。

それでは、1ページのほうをごらんください。

まず事業概要でございますが、私どもの一般財団法人につきましては、平成25年に財団法人から移行いたしております。そして、可茂衛生施設利用組合から指定管理を受けておりまして、わくわく体験館を運営しているというものでございます。

うちの公社の事業としましては、わくわく体験館の管理運営事業のほかに、学校給食センターの給食調理業務、それから保育園の給食調理業務を可児市から受託しておりまして、以上の3つが我々の事業ということになります。

それではまず、1番目のわくわく体験館の事業のほうから説明させていただきます。

1ページの(1)と書いてあるガラス工芸講座というところから入ります。

ガラス工房というものがわくわく体験館の中にありまして、いろんな工芸品を作成しております。その受講者受講料を収入としております。前年度と比べますと、受講者数は7%の増加、それから受講料の収入は5%の増加というような形になっております。

2ページのほうをごらんいただきますと、写真で吹きガラスでつくる風鈴というところでお子さんがつくっているような写真、それから隣には、夏休みの子供講座で親子でつくるステンドグラスの時計というような、こういった事業が行われております。

(2)番のほうでは作品展ということで、受講生とか講師のつくった作品を展示しているということで、写真につきましては、これは文化創造センター a 1 a の美術ロフトで行われた作品展、隣は東濃信用金庫で行われた作品展の写真が載っております。

その下の(3)番で、潤いコンサートというものが昨年平成27年12月に行われまして、1枚めくっていただきますと、写真で西尾諭子さんの童謡の調べ、それから美炎さんの馬頭琴の演奏というようなことで、この演奏会場にもステンドグラスの作品が展示されております。

そういったコンサートも実施しました。

それから、2番目としましては、施設管理貸し館事業ということで、こちらの施設のほうには、宿泊施設とか体育館などがございまして、そちらの利用につきましても管理運営しておりまして、施設の利用者としてしましては、これも昨年と比べまして7%の増加、それから収入につきましては12%の増加ということで、一番下の写真のほうは体育館でバスケットボールチームが練習をしている様子。隣には調理室と書いてございまして、こちらの宿泊施設は、研修施設ということで、調理は自炊という形になっておりますので、隣では保護者の方たちがカレーライスをつくっているような様子が写真に載っております。

4ページのほうへ行きまして、その他にリサイクル講座ということも行われておりまして、一番下の写真で、廃瓶でつくる蚊取り線香立てとかリサイクル万華鏡づくりというようなものを実施しております。

次、めくっていただきまして5ページでございまして、出前講座というものもやっております、写真には多治見西高校でトンボ玉づくりをしております。それから、お隣は坂祝町の中央公民館でガラス細工の教室をしております。そういった出前を行いまして、その下の4番で、みんなで作るスタンドグラスということで、下恵土公民館に大きなスタンドグラスのパネルをつくりましたが、これも市民協働でつくったということで、今、下恵土公民館に飾られておると思います。

その隣、6ページですが、わくわく体験館の看板をつくらうということで、一番最初の表紙のほうに看板が3月に設置されましたということですが、これも市民参加でつくられたスタンドグラスということでございます。

そのほかに4番としまして、誘客活動ということで、いろいろなPR活動を行っております。

7ページのほうに参りますと、わくわく体験館から離れまして、学校給食センターの給食調理事業ということで、職員50名で1日当たり9,100食の給食をつくっております。

4番では、4つの保育園で給食の調理を行っております。

あとは、理事会、評議委員会、それから監査の日にちと、あとは職員の人数が載っておりますが、後で説明いたします決算報告につきましては、平成28年5月13日に監査を受けまして、その後、理事会、評議委員会で承認をしていただいております。

それでは、10ページのほうに移りまして、収支決算書というところを説明させていただきます。

1枚めくりまして、正味財産増減計算書というものが出ておりまして、こういった形で決算報告をさせていただきます。

まず一番最初に経常収益というものが出てまいりまして、その下、ずうっと行きまして(2)番で経常費用、この経常費用につきましては、①で事業費と、ずうっと下に行きまして②で管理費というふうに2つに分かれております。右側のページに移りますと、上から数段目のところに当期経常増減額というふうに出ておりますが、これは経常収益から経常費用を

差し引いたものという形で出ております。

2番のほうでは、一般正味財産ということで載っております、それは今回の差額を期首残高に足したものが期末残高ということで計上されております。その下の一番下の行につきましては、指定正味財産の増減ということで1,500万円、増減なしということで計上されております。

それでは、中身のほうを説明させていただきますけれども、まず経常収益のほうですが、こちらは②番の事業収益ということで、わくわく体験館利用料収益というのは、先ほど説明しました受講料とか体育館、宿泊施設の使用料の合計でございます。これが1,500万円。それから、可茂衛生利用組合のほうから指定管理料ということで4,800万円、それから給食調理業務としましては、可児市と委託契約をしております、その委託料が学校給食センターのほうは2億3,000万円、保育園のほうは4,000万円という収入でございます。③番のほうは、可児市からの補助金でございます。こちらが2,900万円、主な収入はこういったものでございます。

では、経常費用のほうを説明いたします。

まず事業費のほうですけれども、一番大きいのが給料手当ということで1億6,000万円という形になっております。そのほかに、光熱水費が3,600万円、委託料も3,600万円というところが大きなところでございます。②の管理費のほうの2,900万円の主なものは、給料手当の2,100万円というものでございます。前年度と当年度を比較させていただきますと、増減のところは経常収益計の増減がマイナスの300万円というふうに書かれております。この減った原因なんですけれども、下の費用のほうを見ていただきますと、この表のちょうど真ん中あたりに△の770万円とか△の200万円などが目につくかと思いますが、これは燃料費が下がった、それから光熱水費が下がったということが大きな原因で、今回の収益の表になっております。では、その燃料費は何が下がったのかということでございますが、これは学校給食センターで使用しております灯油ですね。灯油の使用量が下がったわけではございませんでして、単価が安くなったということが影響しております。そして、②番のマイナス250万円の理由も学校給食センターの電気料でございます。これも電気料の単価が下がったということで、こういった形になっております。主な原因はそういったことでございます。

それでは次、13ページのほうを見ていただきますと、先ほどの表をさらに細分化した表になってございまして、一番左側が文化・芸術と書いてありますが、これがガラス工芸部門の会計になっております。その次、わくわく体験館と書いてありますが、これが宿泊施設とか体育館の利用の関係で、その次が学校給食センターで、保育園というような形になってございまして、一番右から2つ目の法人会計というところは、我々の事務局のほうの経費ということでございます。最初に出てきた4つの経費につきましては、現場の経費ということで、事務局と現場とでさらにこういうふうに分けて会計を分けております。これで見ますと、例えば文化・芸術のほうの収入としましては、わくわく体験館の利用料収益と指定管理料で賄われてございまして、下のほうの費用を見ていただきますと、事業費としましては

4,200万円なんですけれども、この中で何が一番大きいかといいますと、委託料の2,700万円というところでございますが、こちらの2,700万円のうち2,000万円ほどは、可児ガラス工房有限会社に対する委託料でございますが、こちらはガラス工芸の講師の方々の方が何人かそこで働いておりますが、そういった方々の給料などに充てられる委託料という形になります。

それから、その隣のわくわく体験館のほうも、収入としましては先ほどと同じような項目になりますが、こちらも費用のほうでは600万円ということで委託料が大きなものになりますが、こちらは夜間の管理人とか、建物の清掃業務などでございます。

それから、学校給食センターの収入としましては、学校給食センターの受託収益ということで、市からの委託料で2億3,000万円でございます。こちらの一番大きな費用としましては、給料になっております。

保育園につきましても、市からの委託料で、一番大きな費用としましては給料という形です。

最後に法人会計のほうですけれども、法人会計の収入としましては、市からの補助金2,900万円というものでございます。こちらの費用のほうでのトップは、やはり給料2,900万円というものでございます。

こういった形で計算書ができ上がっております。

続きまして、14ページのほうの貸借対照表につきまして説明いたします。

こちらは、資産が最初にありまして、2番目に負債がありまして、それから3番目に正味財産の部という形になっておりますが、ちょっと具体的な説明になりますと、次のページの15ページを見ていただきます。こちらに先ほどの資産がどんなものなのかというものが具体的に書いてあります。

まず、現金預金ということで4,000万円、これは普通預金ということで運転用資金でございます。そのほかに立替金、これは労働保険料の立替金ですけれども、これが100万円ほどございます。それから、固定資産の基本財産ということで、定期預金が十六銀行に1,000万円、東濃信用金庫に500万円ということで預けられております。そのほかに、減価償却費の引当資産ということで160万円、それからあとはその他の固定資産ということで、減価償却費の残ということでこれだけの金額があるということが資産の内訳になっております。

では、次に負債の内訳でございますが、負債は、未払費用としまして3月分の未払金が1,000万円、それから未払消費税ということで、消費税と法人税の未払い額が400万円です。そのほかに預り金ということで、社会保険料とか源泉所得税などの預り金で2,500万円というものになっております。こういったものにつきましては、4月、5月で支払い済みでございます。

そういった内容が資産と負債ということで、その差額としまして、一番下の行に正味財産2,100万円が出ておりますが、こちらの2,100万円という数字は、先ほどの計算書というものの、例えば12ページの一番下の行の正味財産期末残高の2,100万円とぴったり合うというような形になっておりまして、こういった2通りの方法で決算を説明させていただいております。

す。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（天羽良明君） それでは、質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） 正味財産の計算書のところでちょっとお尋ねをします。

経常収益の合計、上の(2)の手前の。これが年間で302万9,000円余減額をしたと、前年度との対比で300万円ほどサイズが小さくなったということですが、その主要な要因は、上の個別明細を見ればわかるとおり、事業収益の部分と学校給食センター等の受託収益の額の大きな変動ということになるんだと思います。

それで、説明の中では、学校給食センターの受託収益が856万円減った理由は、主に給与費ですという説明でした。要するに、この856万円が減った理由については説明されていないんです。私がお尋ねしたいのは、年間の給食の提供数、食数です。この規模が前年と比べてどの程度ふえたのか減ったのか、多分減ったのではないかと思うんだけど。それと、市からの受託契約の金額が連動しているのかしていないのか。その辺の、要するに減った分析はどうなるのかということが1つと、今後の見込みは、子供の数は一般的に減っていくので、かつて9,300食とかいう時代もあったんだけど、それが今はどの程度になってきて、今後どういうふうに見込まれていくのか。それとの関係で、この経営収支は安定性があるのかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいんですけど。

○一般財団可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） もう一度説明させていただきますけれども、この増減の理由としましては、学校給食センターの受託収益が800万円ほど減っておりますが、こちらの理由としましては、11ページの真ん中あたりにありますマイナス700万円の燃料費、それからマイナス200万円の光熱水費、こちらが単価が下がったということで、こういったマイナスの800万円になったということでございます。

先ほど言われましたのが13ページでして、これは増減比のことを言っているのではなくて、学校給食センターの受託収益2億3,000万円の費用の面でトップに上がっているのが給料ですよということです。ですから、減った原因というのは、光熱水費等の単価が減ったということが受託収益の減という理由でございますので、給食の数が異なったということではございません。おっしゃられるとおり、生徒数が年々減ってきておるといいますので、こちらの給食調理の費用につきましても、そういった収益というものにつきましても、給食調理の支出につきましても今後減っていく可能性はございますが、ただ、こちらの2億3,000万円の費用としましてはやはり人件費がメインでございますので、今の調理員数を減らすとか、そういった対応をしない限りは、こちらの学校給食センターとの委託料につきましても、給食の数が減ったから委託料も減るといような関連にはつながらないかと思っておりますので、その辺はやはり人事管理をしっかりしまして、そういった面でもし人員を減らすことができるのであれば、給料等を減らして、委託料の減につながるかと思っておりますが、それは今のところ多少給食の数が少なかったからということで職員数を減らすということは、今のところなかなか難しいというふうに考えております。以上です。

- 委員（伊藤健二君） 余りよろしくないんですけど、給食の提供数、保育園のほうは状況はほとんどわかっていますからいいですが、学校給食の総数についてはお答えがないんですけど。
- 一般財団可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） 給食の数の今後の傾向ということにつきましては、申しわけございませんが、ちょっと私はデータを持っておりませんので、また今後調べさせて報告をさせていただきたいと思います。
- 委員（伊藤健二君） 昨年と今年度はどうなんですか。これ、比較しているんでしょう、当年度と前年度で。基礎数になるデータはお持ちでないんですか。
- 一般財団可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） 済みません、そこまで調べておりませんでした。
- 委員（川上文浩君） 大変細かい話で申しわけないんだけど、光熱水費が下がったと、主に電気料という、その理由をちょっと教えていただきたいということと、管理費の中の減価償却費が3万3,000円発生している。これは拡大プリンターのことかなと思うんですけども、その辺をちょっと教えてください。
- 一般財団可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） 電気料の下がった理由というのは単価だというふうで把握しておりますけれども。昨年、蛍光灯をLED化にさせていただきましたが、それは年度の途中ですので、それがどこまで影響しているかというところまではちょっと把握しておりませんが。
- それから、減価償却費のほうですね。こちらは15ページのほうですけれども、真ん中あたりですが、業務用車両としまして9,000円の残高、それからレーザープリンターが9万6,000円、それから拡大カラープリンターが17万8,000円ということで、レーザープリンターとカラープリンターにつきましては昨年買いましたので、購入金額から1年分差し引いた残高という形になっております。
- 委員（川上文浩君） 拡大カラープリンターは何に使っているんですか。
- 一般財団可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） わくわく体験館のポスターです。こういう大きいポスターを自分で作成しまして、打ち出して、それをいろんな公共施設に張らせていただいております。
- 委員（伊藤健二君） さっきの電気代の話で、LEDをたくさんふやして、電気の使用数が下がれば、計算値としては全体が下がりますよね。石油、原油は輸入物なので、今年の平成27年の前半期は為替相場の変動を受けて値上がったんですよ。輸入物は高くなるという傾向があったんですが、それがずうっと下がっていくんですよ。ほかの灯油代を含めて下がったというのは事実であって、ここの法人だけじゃなくて、他のいろんなところの経営実績を見ると物すごく影響を受けてははっきりしておる。だけど、電気代については、家庭の電気代を中電が今年の春、ちょっと上げておるんだよな。だから、あなたは、今単価の問題について、単価として把握していますと言ったけど、一度正確に調べてもらったほうがいいんじゃないの。ああそうですかというふうに聞き流せない気がしました。結局、さっきの私の質問

であなたは返事がなかったけど、平成27年度は学校給食の総数については出なかったわけだよ。だけど、それがどうであれ関係なしに、受託料は別のところで決まるということを説明したわけですよ。それは何かといたら、灯油代の単価や電気代が下がったことによって、支出のほうが減ったので、支出の減りの結果に合わせて受託料が決定されるという、これって、普通不思議だなって感じませんか。そういうやり方をしておるんですよ。完全子会社のやり方なんですよ。内部組織なんですよ、可児市の。それはわかるけど、出資が可児市だから。だけど、公益法人、一般財団法人としての建前をとって独立して会計も処理しているわけだから、会計のとり方としては、前からいろんな問題を指摘しているけれども、消費税問題についても払うべきは払わなければだめだよということやってきたんだけど、なぜ下がったか、下がる理由は結果を出してから、それに見合った契約金に減額をするということになっているという現状について、私は問題点と感じましたので、その点を指摘をします。言った意味はわかるでしょう。じゃあ、指摘にとどめます。

○一般財団可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） 先ほどの給食の数ですけども、今データをいただきまして、平成26年も9,100食ということですよ。

また、電気の単価、数量につきましては、もう一度、中身を調べさせていただきます。

○委員（高木将延君） 先ほどの拡大プリンターも、いろいろポスターをつくって張るというようなことと、誘客活動もかなりされているということでございます。これ、利用者の数をふやしていこうということだと思んですけど、施設の規模から考えて、稼働率というところとあれですけど、どれくらいの割合で使われているのか。今後どのぐらいまで利用者数がふえていくのか、目指していくのかということがあれば、お聞かせいただければと思んですけど。

○一般財団可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） 稼働率ですけども、やはり今、徐々にガラス工芸のほう、人気が出ておりまして、吹きガラスですと、結構お客さんの予約がありまして、中にはお断りするというような状況も出ておりますが、そのほかのガラス工芸、例えばステンドグラスとかトンボ玉とかいうものは、収容人数としましては40名とか、そういったものを持っておりますので、余裕でございます。ですから、まだかなりのお客さんを収容することは可能ということでございます。

それからあと、宿泊施設のほうでございますが、大体土曜日に宿泊される方がやはり多いわけですし、土曜日は結構満室になっておりますが、そのほかの平日につきましては、利用者がそれほどいないということで、そちらのほうをたくさん泊まっていただくように力を入れていきたいなというふうに思っております。

土曜日は本当に下手をするとなかなか競争率が高いもんですから、皆さん、3カ月前から予約が可能なんですけれども、3カ月前ぐらいから埋まってしまいうというのがございますが、平日はまだ全然余裕ですので、こちらのPRとしましては、平日の利用者をふやしていきたいというふうに考えております。

○委員長（天羽良明君） そのほかにございませぬか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、質疑を終わります。

続きまして、公益財団法人可児市体育連盟の経営状況説明をお願いします。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（横田義弥君） 私からは、平成27年度の可児市体育連盟の事業報告並びに決算報告を資料番号15により説明させていただきます。

資料の1ページから2ページは、体育連盟の平成27年度の年間行事を記載させていただいております。

3ページをごらんください。

体育連盟の主なスポーツ振興に関する事業でございます。

まず、平成27年4月26日日曜日に可児市総合体育大会開会式を実施いたしました。多数の来賓と加盟団体約250名の参加を得て開催いたしました。大会方法も地区対抗方式を採用して実施いたしました。また、開会式において、第3位までの体育振興会の表彰や体育功労並びに優秀選手に表彰状を贈呈いたしました。

次に、第46回可茂地区大会です。平成27年6月末から7月末にかけて、県民スポーツ大会の出場枠を獲得するため、13競技、選手313人を派遣いたしました。第8回県民スポーツ大会は、平成27年9月20日、可茂地区で開催され、25競技、353人の選手を派遣いたしました。ボート、ソフトボールの種目優勝を初め、準優勝が少林寺拳法、第3位が自転車、馬術、ホッケーで、加盟団体の8位以上の入賞種目が1種目と確実に得点を重ねましたが、県下30市郡中、総合第6位の成績となり、残念ながら、前年度の第5位から1つ順位を落としました。しかし、加盟団体の日ごろの練習の成果により上位に入ることができ、確実に競技力が向上していることを実感しております。

続いて、4ページです。

第58回可児駅伝競走大会は、平成27年12月13日日曜日、御嵩町から可児市のコースを119チームの参加を得て盛大に開催いたしました。

平成28年2月21日日曜日には、第34回可児シティマラソン大会を開催いたしました。2,013名の参加者があり、事故もなく、無事終了しました。ジョギング部門に、前回大会より新設した仮装の部を追加し、競技性だけでなく、楽しみながら参加してもらえる大会となり、多数のボランティアの皆さんの協力を得て開催できました。

その他の事業として、トレーニング講習会を32回開催し、595人が受講いたしました。スポーツ教室として8講座、119人が参加いたしました。

また、広報紙「体連かに」を9月と3月に発行いたしました。

資料のほうには記載がございませんが、錬成館の管理運営事業として、柔道場、剣道場などを3万1,294人の方が利用されました。また、体育施設の受託に関する事業として、B&G海洋センターの体育館を初め、10の管理業務を受託し、市民の皆様に安全・快適なスポーツ施設として利用させていただきました。

次に、会議関係です。5ページ、6ページの資料のとおり開催いたしました。

今後も体育連盟では、競技スポーツ並びに生涯スポーツを通じまして、スローガンである「示せ躍進 広げようふれあい 可児市体育連盟」をモットーに活力のある明るいまちづくりに努力してまいります。

続きまして、決算の報告をさせていただきます。

それでは、7ページの貸借対照表をごらんください。

資産の部で、1. 流動資産として、現金預金と未収金で1,333万2,298円。2. 固定資産で(1)基本財産合計1億1,998万4,108円。(2)特定資産の積立預金として266万1,428円。(3)その他固定資産として、建物等の合計で1億1,738万6,793円です。固定資産合計で2億4,003万2,329円。資産合計は2億5,336万4,627円となります。

次に、2. 負債の部ですが、未払金等の合計で1,333万2,298円です。

3. 正味財産の部は、指定正味財産、一般正味財産の合計で2億4,003万2,329円です。負債及び正味財産合計で2億5,336万4,627円となり、資産合計額と同額となります。

次に、8ページ、9ページの正味財産増減計算書をごらんください。

経常収益は、基本財産、利息収入1万8,044円、会費収入として加盟団体会費、賛助会費で215万8,100円、事業収益として、スポーツ教室や講習会受講料の自主事業収益63万2,750円、体育施設受託費3,728万3,314円、センター運営事業収入117万4,860円、合わせまして3,909万924円となります。

受取補助金として、体育連盟活動補助金である市補助金2,532万9,694円、センター運営補助金として1,098万7,714円、県体協補助金10万円、合わせまして3,641万7,408円です。

受取負担金として、シティマラソンの参加費等で461万1,100円、雑収益として58万7,710円であり、経常収益として、合計8,288万3,286円となります。

経常費用といたしましては、事業費と管理費に区分されます。職員給料や福利厚生費、共済掛金負担金などは、各事業で職員の従事割合で案分しております。

まず事業費の決算ですが、総額8,055万8,000円であります。主な支出は、人件費として、職員の給料手当1,924万1,635円、福利厚生費277万3,433円、臨時職員賃金451万2,374円です。シティマラソンや各種教室の消耗品関係で169万9,816円、シティマラソンの参加賞や景品関係の報償費に139万8,196円、各大会の冊子及びポスターの印刷製本費に123万38円、錬成館の光熱水費に173万5,854円、加盟団体への助成金に724万1,525円、施設管理委託料等に2,857万2,007円、減価償却費517万7,494円などです。

次に法人の管理費ですが、職員の給料、租税公課、減価償却費等を含めまして792万3,576円であり、事業費と合計した経常費用総額は8,848万1,576円であります。

経常収益から経常費用を差し引いた経常増減額はマイナス559万8,290円です。これは減価償却費の非現金支出費用を計上していることが主な要因であります。

当期一般正味財産増減額はマイナス559万8,290円となり、一般正味財産期末残高は1億3,443万2,329円となり、指定正味財産期末残高1億560万円と合わせまして、正味財産期末残高は2億4,003万2,329円となります。

体育連盟としましては、体育振興を目的とする事業を行っておりまして、収益目的の事業は行っておりませんので、可児市からの体育振興補助金や錬成館の運営事業補助金、体育施設の委託管理の委託料について、年度末に精算して、不用額が出た場合は市に返還しておりますので、これにより収支はゼロ円となりますが、固定資産の減価償却費は毎年計上されてきますので今回のマイナスで最終的に表示されておりますが、結局、減価償却費の分がマイナスとなって計上されてきているという状況でございます。

あと、事業費のマイナスの項目が多い関係ですけれども、ウエスタンリーグ開催の事業費につきましては、収益事業となるために、県の指導によりまして、体育連盟の会計と分けるべきとされたため、この決算からウエスタンリーグ開催に係る事業費は除き、実行委員会が主催する事業としております。このため、前年度の比較でマイナスというものがふえてきております。

平成27年度のウエスタンリーグは、平成27年6月27日に中日対ソフトバンクの試合が開催され、3,077人の入場者数があり、中日が快勝し、観客の皆様も盛り上がった試合となりました。

この事業の歳入としては、市補助金240万円、入場料199万円、歳出で、中日新聞社等への委託料、保険料、消耗品等で334万円の支出があり、差し引き104万5,763円を市へ返還しております。この分につきましては、今回の正味財産計算書等には含まれておりません。

次に、体育連盟の財産ですが、14ページの財産目録をごらんください。

基本財産として、定期預金6,800万円、決済預金5,198万4,108円があり、特定資産の積立預金266万1,428円と、その他固定資産の建物等を合計した固定資産合計額が2億4,003万2,329円となり、現金と固定資産を合わせた資産合計が2億5,336万4,627円となります。そこから未払金、預り金の流動負債1,333万2,298円を差し引いたものが正味財産で2億4,003万2,329円となります。

最後の15ページは監査報告です。

説明は以上です。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いします。

○委員（伊藤健二君） 8ページの経常増減の部の中の受取補助金等についてちょっとお尋ねします。

可児市から2,532万円余受け取っておられますけれども、この受取市補助金の前年度との比較でいうとこれが一番大きくて149万円減っています。これはどういう理由で増減はいつも出るんですか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（横田義弥君） この理由につきましては、施設の管理につきまして、雨天に左右される部分が結構ありますので、テニスコートとかスタジアム等は雨天で中止になる場合もございますので、そういった管理費で減ってくる場合がございます。そうした関係で減ってきているという状況です。その分、人件費が要らなかったとい

う形です。

○委員長（天羽良明君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、続きまして、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の経営状況の説明をお願いいたします。

○文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 議案配付資料ナンバー16、経営状況説明書に沿って御説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

まず1ページでございます。

平成27年度の事業報告でございます。

大きく4つの部門に分けております。1つは、鑑賞体験促進事業、これは良質な文化・芸術を体験できるよう市民の方に提供するというものでございます。一例を挙げますと、音楽については、地域拠点契約を結ぶ新日本フィルハーモニー交響楽団によるサマーコンサート及びニューイヤークンサートを開催いたしました。演劇については、富良野GROUPによる「屋根」や、同じく地域拠点契約を結ぶ文学座による「再びこの地を踏まずー異説・野口英世物語ー」を公演いたしました。展覧会につきましては、夏の定番となりしたエイブル・アート展と平成28年2月に若手イラストレーター山田賢一氏の展覧会「素朴さと詩のこころ」を開催いたしました。映画は、秋に「アーラ映画祭2015」を、また月に1回、厳選した作品を「アーラ・シネマ・コレクション」事業として上演してまいりました。

2つ目のまち元気・市民交流促進事業といたしましては、地域の劇場として、可児市のまちづくりに貢献するため、「アーラまち元気プロジェクト」を引き続き実施いたしました。

主な事業としては、朗読公演「シリーズ恋文vol.6」やa1aコレクションシリーズvol.8「すててこてこてこ」や大型市民参加事業であるオーケストラで踊ろう！「運命」を制作、公演いたしました。

また、ワークショップ等の事業につきましては、各種施設等に出向き、文化創造センターa1aに来られない市民にも文化・芸術に触れていただく機会を提供し、またコミュニティープログラムとして、高齢者の体力づくりと孤立防止、小さい子供を持つ親御さんの子育て支援等にも取り組みました。

本日、机上に置かせていただきましたが、本事業をイメージしやすい写真入りのレポートとして、カラー刷りのA4横開きの冊子にまとめさせていただきましたので、後ほどにでもお目通しいただければ幸いに存じます。

3つ目の貸し館事業、施設管理につきましては、利用者の皆様が快適に利用していただけるように、舞台技術、制作面でのアドバイスを含めて、職員が丁寧に対応するように心がけてきました。また、開館後13年を経過した施設について、維持管理と緊急度、優先度を考慮した修繕を進めてまいりました。さらに、来るべき大規模改修に備えて市側が進めている施設調査に全面的に協力し、関係者と調整をとりながらヒアリングや現場確認等を進め、改修必要箇所について洗い出しを行いました。

最後にその他でございますが、文化庁が総合的に支援する全国トップレベルの劇場、音楽堂等である特別支援施設として、3年目の補助採択を受けまして、劇場運営に関して、一層市民の視点に立ち、全国の公立文化施設のモデルケースとなれるよう事業を推進してまいりました。また、これまで継続して行ってきました企業、団体、個人の寄附金で中高生に希望するチケットをプレゼントする「私のあしながおじさんプロジェクト」に、「For Family」分野を加えました。これは、児童扶養手当を受けているひとり親家庭や就学援助制度の適用を受けておられる家庭の家族全員に枠を広げたもので、「For Family」分野だけで26組、65名の方々が鑑賞されました。さらに、新しい試みとして、障がいや子育て等、さまざまな理由で劇場での鑑賞を諦めていた方々を優先に考えた新日本フィルハーモニー交響楽団の弦楽8重奏コンサートを開催いたしました。この2つの事業につきましては、今後も継続してまいりたいと考えております。

続きまして、3ページ以降は事業別ごとの報告を記載しております。時間も限られておりますので詳細な説明は省略させていただきますが、最初の鑑賞体験促進事業としまして、3ページから6ページにわたりますが、落語、演劇、音楽、クラシック、映画、展覧会などの23の事業を進めてまいりました。

6ページのやや中段でございますが、まち元気・市民交流促進事業のうち、自主企画公演といたしまして5つの事業を実施いたしました。ナンバーの4にありますa1aコレクションシリーズvol.8「すててこてこてこ」は、今回、文学座との共同制作でしたが、主演予定であった加藤武さんが急逝されまして、急遽代役となった坂部文昭氏が公演をされまして、読売演劇大賞優秀男優賞を受賞されたということが思わぬサプライズでございました。この芝居につきましては、文化創造センターa1a、東京、地方、合わせて全19公演を実施いたしました。

すぐ下のナンバー5の大型市民参加事業オーケストラで踊ろう!「運命」では、可児交響楽団の生演奏に合わせて、市民ダンサー38人が舞台を所狭しと踊り回り、クラシック音楽とコンテンポラリー・ダンスのコラボレーション公演が展開されました。

7ページ及び8ページ中段までは、まち元気・市民交流促進事業のうち、ワークショップ、アウトリーチに関するものでございます。8ページにかけて、ワークショップが7事業、アウトリーチがごらんのとおり4事業でございます。

続いて、講座・講演の部では、4事業とも前年度からの継続事業ですが、ナンバー3の世界劇場会議国際フォーラム2016においては、「劇場は社会に何ができるか、社会は劇場に何を求めているか」をテーマに、イギリスや日本全国から関係者が一堂に会し、講演や各種セッションが展開されました。なお、今回は厚生労働省の社会援護局からも参加いただき、文字どおり、社会全体における劇場のあり方について議論が深まりました。

次の9ページをごらんください。

人材育成事業に位置づけたものがごらんの3事業でございます。その下の段には、芸術団体等支援について上げさせていただいております。

次のページ、10ページでは、市からの委託事業といたしまして、音楽祭、美術展、文芸祭の3つの事業を文化祭として開催いたしました。

最後に、各事業共通であります広報宣伝事業と鑑賞モニター事業となっております。

以上が年間事業でございますが、大まかな事業分類に従って御説明申し上げます。

それでは、次のページ、11ページをお願いいたします。

庶務の概要でございます。

財団の役員と職員に関する報告となっております。役員は理事長、理事7名、監事2名、評議員13名となっております。職員につきましては、館長以下24名の職員体制で運営いたしております。

12ページ、役員会等に関する事項につきましては、6回の理事会が行われ、評議委員会も4回行っております。

13ページをお願いいたします。

13ページから17ページにかけましては、契約に関する事項として、1件30万円以上の契約業務を記載いたしております。このうち、事業に関連した業務委託契約につきましては、鑑賞事業や自主制作事業、ワークショップに係るものなど71件がございました。また、施設の管理に関する契約は、清掃業務、消防設備の保守点検、警備業務など14の業務を委託契約いたしております。

続いて、18ページからは財務諸表関係になります。

18ページは貸借対照表でございます。平成28年3月31日現在の財団の財産の状況の説明となります。ごらんとおり、Ⅰ番、資産の部、Ⅱ番、負債の部、Ⅲ番、正味財産の部でございます。資産の合計から負債の合計を引くと正味財産合計となります。

下から2段目ですが、正味財産合計1億7,340万3,012円で、前年度対比で約755万円ほどの減ということになります。この減額となりました正味財産につきましては、26ページにあります財産目録にて御説明申し上げたいと思います。

26ページをお開きいただけますでしょうか。

流動資産から始まっておりますが、科目は現金から貯蔵品までございます。中ほどに未収金がありますが、文化庁の文化芸術振興費補助金等でございます。平成28年3月31日現在、補助金未収分が大半を占めておりますが、約5,750万円ほどでございますが、当然これは年度明けに収入いたしております。補助金以外では、チケットのクレジット払いのものやネット購入のものなどになります。

次に固定資産の部ですが、基本財産としまして、有価証券と預金ということで、合わせて1億円でございます。

次に特定資産ですが、これは用途が特定のものでございますが、退職給付引当資産であります。その他固定資産ということで、車両運搬具がございまして、車3台を所有しております。あと、ソフトウェアということで給与計算ソフトがございまして。

その下、流動負債ですが、未払金、前受金、預り金とございます。前受金は平成28年度の

貸し館、施設の使用料、チケットの売り上げの分、これらにつきましては平成28年4月1日に平成28年度分の収益に振りかえをいたしております。

その下、固定負債ということで退職給付引当金、年度末に職員が全員自己都合退職をすることを想定して、毎年これは計上しているものでございます。

一番下が正味財産ということで、資産から負債を引いた額で1億7,340万円ほどあります。この数字が、先ほどの18ページの貸借対照表の数字と一致いたしております。

それでは、19ページまでお戻りいただけますでしょうか。

正味財産増減計算書でございます。こちらは、財団の1年間の動きを見ることができる資料でございます。

1の1. 経常増減の部でございますが、(1)経常収益といたしましては、当年度の数字でいきますと上から3番目になりますが、事業収益は5億5,167万4,480円でございます。内訳として主なものは、数字の上から4段目、入場料収益3,942万9,300円で、前年度比較で約707万9,000円の減額となっております。この大きな減額となった最大の理由は、a l a コレクションの地方公演が前年の7回から4回に減少したことでございます。また、この行から7行下にあります公演事業収益の500万円ほどの減額も同様の理由によるものでございます。

一方、この公演事業収益の行のすぐ上の2行にあります利用料金収益及び販売手数料収益においては、両方合わせまして320万円ほどの増額を果たしております。

事業収益の中でひときわ目立つ高額項目の指定管理受託収益、これは指定管理料でございますが4億5,000万円をいただいております。前年度と同額をいただいております。

少し下の段にあります受取補助金等につきましては4,833万900円、これは特別支援施設として文化庁から交付された国庫補助金等でございます。受取地方公共団体補助金の500万円につきましては、地域の芸術環境づくり助成事業という市を通しての県費補助金ですが、前年度は不採択となりまして、議会のほうにもお手を煩わせましたが、今回は採択となり、結果として500万円の計上となりました。

このページの中段にあります経常収益の計といたしましては6億993万7,543円でございます。

次に、中段より下の(2)経常費用につきましては、大きく事業費と管理費に分けて支出をいたしております。

職員の業務に対する従事割合等で振り分けているものでございます。事業費につきましては5億6,319万1,736円、内訳といたしましては、主なものは給料手当が1億3,463万3,044円でございます。ここで、給料手当の増額と臨時雇い賃金の減額でございますが、これは臨時職員1名の退職を機に、その補充を正職員1名としたことによります。なお、職員の業務に対する従事割合となっておりますので、トータル的な増減を見るには、次ページの最上段の管理費部門の給料手当及び臨時雇い賃金の減額との相殺の上、見ることができます。

事業費の中段あたりにございます消耗品費、印刷製本費、光熱水費及び手数料につきましては、経費節減に努め減額を果たしております。

続きまして、このページの最下段にございます管理費につきましては5,429万5,450円でございます。主なものとしましては、次のページ、20ページの最上段、給料手当1,835万9,051円と下のほうの段にあります委託費の1,934万3,595円でございます。

租税公課費につきましては、平成26年度が赤字会計であったため、法人税が大幅に減額になったものでございます。

経常費用の計につきましては、中段にありますように6億1,748万7,186円でございます。増減額といたしまして、その下段になります。前ページの経常収益計から経常費用計を差し引き754万9,643円のマイナスとなります。したがって、一般正味財産期末残高は7,340万3,012円となり、指定正味財産期末残高を加え、最下段にありますとおり、平成27年度の正味財産期末残高は1億7,340万3,012円ということになりました。

21ページをお願いいたします。

21ページから23ページにかけては、正味財産増減計算書内訳表となります。縦横が逆になります。ただいま御説明申し上げた金額が一番右側の欄に入っております。この金額を公益目的事業会計、収益等会計、それと法人会計の各事業会計の科目別に振り分けた表でございます。

続きまして、24ページから25ページにかけては、財務諸表に対する注記が続きます。

そして、26ページは財産目録となります。先ほど御説明申し上げましたとおり、最下段にあります正味財産につきましては、市からの出捐金1億円を含めて1億7,340万3,012円となっております。先ほどの20ページの正味財産増減計算書の一番下の数字と一致いたしております。

以上のことにつきましては、27ページにございますように、去る5月13日に監査を受けさせていただきまして、ここであわせて報告をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○委員（川上文浩君） ちょっとまた細かい話になるんですけど、事業費の中の旅費交通費にかかわる部分は文化創造センター a 1 a で企画された事業の、それにかかわる役者とか出演者とかスタッフの旅費交通費だと思うんですけども、300万円ほどというと割と大きい金額が増加しているんですけども、その理由は何でしょうか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） これという1つを上げるとするのはなかなか難しいんですが、a 1 a コレクションの「すててこてこてこ」の出演者が、ちょうど例を申し上げますと、今回2つの短編をやりましたけど、出演者は5名でした。「すててこてこてこ」につきましては10名ほどの出演者がございまして、その移動ということがまず大きく上げられるのではないかと思います。ただ、そのほかにも当然クラシックの団員とか、そういったものもございまして、これがということはおそらく申し上げづらいんですが、そういったことでの増減だと思っております。以上でございます。

- 委員（川上文浩君） ある意味、仕方ない部分もあるんだけど、やはり経費削減の折、そういうところもよくよくマネジメントですから、やっていただくといいのかなというふうに思います。
- 委員（伊藤健二君） 同じ19ページの水光熱費の約500万円の減額ですが、これはどういう経営努力なり、中身になりますか。
- 公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 電気系統につきましては、職員も当然ながらですが、利用していただく方々にも呼びかけさせていただきまして、小まめなつけ消し、そういったものとか、水の使用につきましてもそのようにお願いをいたしまして、トータルで単価的にはそれほど大きく変わっておりませんが、そういう努力でできたものと思っております。
- 委員（伊藤健二君） LED化の問題については余り検討されていない。大きい金がかかるときは可児市がやらなきゃいけないけど、玉を切りかえるときに、もしソケットがうまくいくなら、ある1列、特に街路灯関係といいますか、私は派手なライトアップは全く必要ないと思うんだけど、しかし、営業中にもかかわらず、入り口のここは文化創造センター a 1 a ですよと書いてある照明灯が一式消えておったり、電気代が高いもんだから消したのかなと思って見ておったときがあるんだけど、そういうのはやめて、LED化して、コストを抑えながらも必要なアピールは確保するという流れが必要だと僕は思うんですが、その辺も含めて何か方針があれば。
- 公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 来る大規模改修のときにあわせてできたら、主劇場、小劇場、劇場関係のほうもできるのであればLEDにしたいなどは思っておりますが、なかなか専門的な照明のちらつきとか、いろいろありますので、それにつきましては今検討中ということですが、それ以外の部分につきましては、電球等の交換等で対応できるものはLEDにかえていくとかいうようなことをやりまして、根本的に工事の要るものにつきましては、また市のほうと協議をさせていただきながら、少しでも省力化に努めていきたいと思っております。以上でございます。
- 委員（亀谷 光君） それじゃあ2点ほど、山口さん、現在のこの状況じゃなくて、以前、PAの改修工事、いわゆるリニューアルをやりましたね。そのときに文化創造センター a 1 a に結構立派な音響が余っているんじゃないかという議論がありまして、その辺の処理をした諸表というか、そういったものは文化創造センター a 1 a にはあるんですか。というのは、ほかの公民館に文化創造センター a 1 a で使ったものが使えるんじゃないかというような議論があったように記憶があるんですよ。それがどういうふうに処理されているかというのは、ごみじゃないんだけど、そういったものはありますか。
- 公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 私も使えるものは再利用しようということで、そのときには大きな議論になったかと思います。そのまま文化創造センター a 1 a の別のところで使えるものは使わせていただいておりますし、市内の各公民館で利用できるものについては利用させていただいているということで、ちょっときょうはリスト

は持っていませんので、再利用できるものは利用したということ聞いております。以上でございます。

○委員（亀谷 光君）　　という、アバウトでいいんですけども、過去に使っていた部品のどの程度が地域で再生されたか、アバウトで結構ですが。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君）　申しわけございません。アバウトといっても、極力文化創造センター a 1 a で再利用しておるのは多いんですけど、ほかのところで使えるものは極力使っておりまして、本当に使用にたえない、例えば小さな話ですけどCDプレーヤーみたいなものでも、一部分、ラジオのほうがだめでも、この部分は使えるというようなものを残しておきまして、それで利用しているというようなことがございますので、最大限利用させていただいたということはここで申し上げておきたいと思いません。

○委員（亀谷 光君）　　わかりました。

それじゃあもう1点ですが、この予算の関係じゃないんですけど、衛館長が新しく国家的なプロジェクトの役員になられましたね。これについては、芸術院の予算を配分する委員会なんか、私はちょっとわからないんですけども、きちっとした資料は手元にないんですが、どんな役員で、どういうことをされる役員として決められたんですかね。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君）　　たしかこの前新聞にも出ておりました。芸術振興基金のほうの基金を利用した補助金の審査を行う中の一番上の部分の審議会というか、そこの審議委員に就任されました。館長は若いころ、20代ぐらいのときか、もうちょっと後かもしれませんが、そこの財団の専門員というのをやられたことがあります。それは下のほうの専門員のほうでいろいろ検討したものを専門部会に上げまして、その専門部会の長を館長が兼ねるんですけど、専門部会の長がまた集まった審議会というのがございまして、そして、その審議会が最終的に国とその基金をもとにした補助金の額等を決定いたしまして、理事長に答申というか、報告をして、そして最終的にどこの団体にどれだけという割り振りを行います。余分なことを申し上げてなんですけど、館長がそういうのになりますと、私どもの館に不利になるんじゃないかなと逆に思ったんですけど、そういった場合には館長は席を外して審議するというようなことを聞いております。以上でございます。

○委員（亀谷 光君）　　わかりました。

今おっしゃったような点がちょっと気になったものですから。

○委員（伊藤健二君）　　用語の点で失礼ですが、ちょっとお聞きします。

勘定科目の中に退職給付引当金という単語があります。私らも聞きなれているのは、退職給与引当金と「給付」じゃなくて「給与」なんですけど、公益財団だとか、あるいは定款の中でそうなっているんでしょうね。これは退職給与と同じ概念という理解でよろしいですか。それが1点と、もう1つは、20ページの引当金繰入額を見ると、前年度の場合は70万円入れた。今年度は入れずに済んじゃっているんですけど、退職給与は引き当てを全くしなくてもいいところまでの水準に積み上がったという理解でよろしいんでしょうか。今年度ゼロになっ

ている、平成27年度はゼロの理由です。その2点をお聞かせください。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） まず引当金というか、その用語なんですけれども、私ども退職給与という用語では財団のほうでは使っておりませんので、意味は全く一緒でございます。退職したときに発生する負担分ということでございますので、同じでございます。

それと、今、引当金の繰入額ということがございますが、これはちょっと私も詳しいことを今ここでは申し上げにくいんですが、職員の採用の時期によって若干上乘せ分をしなきゃいけないというのがございまして、そういった職員が今現在なくなったということを知りましたので、その分の引当金、余分なものは必要ないということを知っております。以上でございます。

○副委員長（勝野正規君） 済みません、これも予算じゃないですけど、12ページの理事会、評議委員会で、例えば理事で7人、評議員で13人おって、全員出席じゃないんでこの人数なのか。例えば全員出席して、一番下の評議委員会で賛成19で、13分の10で可決しておるんでいいんですけども、もしそうじゃなかったら、どんなことで反対意見があったということをし差し支えなければお教えいただければと思います。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 基本的には理事会と評議委員会、議決事項については役割分担がございます。理事会で決めるものは理事会で決定しなきゃいけない。評議委員会の意見も要するというものもあれば、評議委員会のほうで決めるというものもございます。私どもは開催するときに当たりましては、まず事前に理事、評議員の皆さんの出席可能な日をとにかくセッティングいたしまして、どうしても欠席は1名、2名出る場合がありますけど、今までそれで議案等が滞ってしまってできなかったということにはございませんし、反対意見があつて紛糾して否決されたというような事情もございませんので、今のところは、多少欠席があつても過半数以上の規定をクリアして決定しております。

○副委員長（勝野正規君） だから、欠席があつたら、全会一致で可決しておるといふふうに理解しておけばよろしいですね。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 全会一致でございます。この実際の表にあった内容だと思いますので、そういうことでございます。以上でございます。

○委員（渡辺仁美君） 各事業報告の中で、1つ、私のあしながおじさんプロジェクトというのを聞きしたことがあるんですけども、それについての単体での予算はつけられているんでしょうか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 前年度につきましては60万円ということで1口3万円でございますので、予算としても何とか毎年一口でも多くということで予算も計上させていただいておりますが、前年度につきましては60万円ということで、20口御協力いただきました。これは当然ながら新年度も予算計上いたしております。

○委員（渡辺仁美君） ちょっと勉強不足です。先ほどおっしゃった「For Family」向けコン

サートだと思うんですけど、それはこのプロジェクトとは全く関係なくて、先ほどいただいたこちらの中に含まれている事業というか、そういう方のためのコンサートというふうに考えてよろしいですか。事業としてはどこに入っているのかということで、済みません。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） あしながおじさん事業については、これまでも中学生、高校生の方々に、文化創造センター a 1 a で行っております事業の自分が見たいもの、聞きたいものを選んでいただきまして、その入場料をこの原資のほうから出していくということで、その寄附を募らせていただいております。それに「For Family」ということで、例えば今まででしたら、中学生の子が1人見たいといった場合に、お母さんが一緒に来たいということであれば、お母さんは普通の料金で買っていただいて、子供さんは招待です。それを「For Family」とさせていただいたのは、やはりなかなか家庭でも会話もできないぐらい、お父さん、お母さんは働いて、共通の話題ができるように、御家族の方はいいですよと、こういう条件に当てはまった方は、御家族の方を御招待しますので全く原資は同じでございますし、事業としてもこの中でやっておるものでございます。範囲を広げたということでございます。以上でございます。

○委員（渡辺仁美君） 済みません、もう1点だけ。そうしますと、障がいを持つ子供さん向けのコンサートが行われたんですけども、それも同様のプロジェクトの中、その一環ということによかったですか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 今のあしながおじさんは、事業を選んで鑑賞していただくというものでございますが、先ほど申し上げました障がい者の方々につきましては、ワンコインで見られるようなコンサートを別個というか、それ用のコンサートとして開催いたしましたので、そこには一般の方も来てもいいわけですが、中には障がいの方ですと、大きな声が出てしまったり動作があったりということで一般の方の鑑賞には向かないかもしれませんが、そういう障がいのある方々を優先した、どなたでも、小さなお子さんを持った方でも鑑賞できますよというものをつくったのがその事業でございまして、同じ社会包摂型の事業でございますので、同じ事業ではないんですけど、同じ部類の中でやっております。以上でございます。

○委員（高木将延君） 平成27年度の数字には多分出てきていないとは思んですけど、この前、部屋の利用方法だとか料金だとかが改定されたと思うんですけど、今のところその状況というか、ふえたとかというのを聞ければと思います。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 部屋の利用方法というのは、恐らくこの前、条例改正でデジタルアート工房というものを研修室にしましたし、地下にありますミキシングできる部屋を取り外したとかということだと思いますが、それによって、実際にはデジタルアート工房などは研修室的な扱いでしたし、地下にある部屋はほとんど貸し館対象にはできておりませんでしたので、実態としては変わっておりません。ですので、利用料金は全く変わっておりませんし、変わったのは、当然条例で変えて、表示を変えて御利用いただいているということでございます。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次の議題に移ります。

その前に、体育連盟事務局長の横田事務局長から、先ほどの質疑の訂正がございますので、お願いいたします。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（横田義弥君） 先ほど体育連盟の決算報告の中で、伊藤委員より質問のありました市補助金のマイナス要因は何かという回答で、ちょっと勘違いした説明をしてしまいましたので、申しわけございませんでした。

先ほどは、受託事業のほうと私勘違いしてしまいましたので、実際は説明の中で申し上げましたように、ウェスタンリーグの事業の関係がこの会計から除かれましたので、市からの補助金が返還金を135万円除いてありますので、その分が主な要因となります。149万円のうち135万円が市補助金を除いた分ということになります。申しわけございませんでした。

○委員長（天羽良明君） 伊藤委員、よろしいでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 後で聞きます。ありがとうございました。

○委員長（天羽良明君） それでは、次の議題に移りたいと思いますが、執行部の入れかえがございますので、休憩をとらせていただきます。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時34分

○委員長（天羽良明君） それでは、時間少し早いですが、会議を再開いたします。

続きまして、議題2. 各部における条例の制定・改正予定又は新規事業について報告を議題といたします。

それでは、1. 下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○水道部長（三好英隆君） 1番でございますが、平成29年4月からの下水道事業の地方公営企業法適用に向けて必要な条例の改正を12月議会に提案できるよう準備いたしております。そこで、本日は上下水道料金課長より御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○上下水道料金課長（小栗正好君） それでは、資料ナンバー1をお願いいたします。

初めに、改めて公営企業化についての概要を説明させていただきます。

①改正の背景と趣旨でございますが、総務省は、平成27年1月に公営企業会計の適用の推進についてといたしまして、簡易水道事業、下水道事業等に対して、平成31年度までに公営企業会計へ移行することを要請しています。

可児市では、これ以前に法適用の基本計画を策定し、公共下水道事業について、平成29年度から適用するため準備を進めていますが、この中で改正が必要な条例の整備を行い、12月議会に提出をさせていただきたいと思っております。

2番目に、公営企業化で変わることについてですが、1つは組織、地方公営企業法では管理者を置くことが原則ですが、条例に定めることにより管理者を置かないことができます。この場合の管理者の権限は、市長が行うこととなります。

可児市では、水道事業と同様に条例で管理者を置かない旨を定め、市長が管理者の権限を行うことを定めます。

次に、特別会計と企業会計との比較の図を見ていただきますと、赤い線で囲んである部分が今回の法適用となった場合の内容を示しています。

管理者については、水道事業と同様に法の7条のただし書きを適用し、市長がその権限を行うこと。そして、経理の方法については、これが最も大きな変更になりますが、これまでの官公庁会計方式である単式簿記から水道事業会計と同様に企業会計方式の複式簿記での経理に変わります。

職員の身分については、企業職員となります。

次のページをお願いいたします。

ここでもう少し詳しく、官公庁会計方式と企業会計方式を比較してみます。

まず予算区分についてですが、官公庁会計が現金での歳入歳出に対しまして、企業会計は収益的収支と資本的収支の2本立て予算となります。

次に経理方式については、先ほどの説明のとおり、発生主義による複式簿記となります。資産については企業会計では減価償却の概念が取り入れられますので、資産管理が重要となってきます。

次に出納整理期間についてですが、官公庁会計は5月末まで整理期間がありますが、企業会計ではありませんので、3月31日で決算となります。

次に2番目の公営企業化に伴う条例改正の概要ですが、今回、法適用に伴いまして必要となる事業の設置、計画事業規模、組織等についてを盛り込みますが、会計方式が大きく変わることとなりますけれども、事業内容は変わるわけではありませんので、条例の内容を大きく改正するものではありません。

主な改正点といたしまして、1つは、下水道事業の設置を定めるものですがけれども、現在の可児市水道事業の設置等に関する条例に下水道事業の項目を加える一部改正を行います。

2番目として、条例中「市長」を「管理者」に改めます。先ほども説明いたしましたけれども、管理者を置かないことを定めて、市長が管理者の権限を行うことを定めます。下水道事業及び水道事業に関連する条例の中には、可児市長の権限で行う事務と公営企業の管理者の権限で行う事務の2種類がありますので、可児市の代表者である市長と管理者の権限を行う管理者を明確にするため、前者を市長とし、後者を管理者として整理を行います。

次のページ、3番目でございますけれども、公営企業法では規則を定めることはできませんので、管理規定を制定することができるとありますので、条例の運用の詳細を規定に定めていくこととなります。

4番目として、その他関連する条例についての整備等も行っていきたいと思っております。

条例の施行日は、平成29年4月1日とします。

参考までに、改正する予定の条例の一覧を載せてございます。

以上で説明とさせていただきます。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

○委員（川上文浩君） 地方公営企業法の企業会計になった場合の職員の身分なんですけれども、企業職員となるというわけですが、実際にはどういった形をとるのかなということをやっと教えてもらえればと思います。

○上下水道料金課長（小栗正好君） 身分につきましては、今までの地方公務員法は適用されずに企業職員となるわけですが、身分上は、地方公営企業等の労働関係に関する法律のほうが適用されます。企業職員というのは、管理者の権限に属する地方公営企業に係る事務の執行を補助する職員ということで、給与、それから労働基準監督署のほうに三六協定等を提出したりいたします。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、続いての議題に移りますが、席の入れかえをお願いいたします。

それでは、2番、可児市農業委員会の委員等の定数を定める条例（仮称）の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○観光経済部長（牛江 宏君） それでは、今、委員長から説明のありました条例を12月議会のほうにお諮りしたいということで、事前説明をさせていただきます。

農業委員会等に関する法律の改正がことし4月にされております。実際は施行されておりますけれども、今の農業委員自体は任期が来年の7月までございますので、その任期までは現行のとおりやっておくことが可能になっております。これは法律上の規定もありますので、そのまま行っていただきます。その改選時期に合わせてどのようにやるかということで、これは大きく今までの選挙制から市長の選任制に変わるということがありますので、この辺について、条例自体は、定数を定めるものということで非常に簡単な条例としてお願いするわけですが、少しそれまでの選任過程についても変わりますので、その辺を含めての説明とさせていただきますので、説明については課長からさせていただきます。よろしくお願ひします。

○農業委員会事務局課長（堀部建樹君） これから資料番号2をもとにいたしまして、報告、それから説明をさせていただきますが、今、事務局長がお話ししたこととちょっと重なる部分も出てくると思いますので、御了承いただきたいと思います。

お手元の資料に沿っていきます。

まず1番、背景とありますけれども、昨年9月に農業協同組合法、農地法、それから直接関係のある農業委員会等に関する法律が改正されました。これまでちょこちょこ改正はされていましたが、特に農業協同組合法と農業委員会法は、近年にない大幅な改正が

行われました。その中で、市に関する主な改正点は、資料のとおりでございます。

1番目としましては、任意業務であった農地利用の最適化の推進が必須業務になった点。
2番目としましては、選挙制と市町村長の選任制の2本立てであった農業委員の選出方法が、市町村長の選任制1本になったという点。それから3つ目としましては、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止、あるいは解消等、地域における現場活動を行う農地利用最適化推進委員が新設されたと。直接市に関係することとしては、主にこの3つでございます。

その概要ですけれども、この法律の改正を受けまして、現在は、可児市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例という条例がございます。定数を14名とするという、それだけの条例なんですけれども、これを廃止しまして、新たに可児市農業委員会の委員等の定数を定める条例を制定したいというものでございます。

具体的には農業委員の定数を14人、それから農地利用最適化推進委員の定数を10人、あるいは9人とし、推進委員の報酬を定める者なんですけれども、報酬は別に条例でうたっておりますので、それにあわせて12月議会か3月議会かに上程をさせていただくということで、ちょっと今まだ決定をしております。

それから、経過措置としまして、先ほど事務局長も申し上げましたけれども、現在の農業委員は、任期満了日である来年の7月19日までは在任しますので、条例の施行としましては、来年の7月20日に施行ということで今考えております。

それから、3番として根拠なんですけれども、根拠というのは、定数の14人とか9人、あるいは10人の根拠なんですけれども、それを申し上げます。

農業委員については、法律と施行令で、農業者が市内に1,100人以下か農地面積が1,300ヘクタール以下の場合、定数の上限は14人という定めがございます。可児市の現状としましては、農業者は1,615なんですけれども、農地面積は903ヘクタールですので、これに該当しますので、上限14人ということでお願いをしたいと思います。

それから、推進委員につきましては、これも法律と施行令で農地面積を100で割った数となっています。そこにも書いてありますけれども、面積は903ヘクタールですので、100で割ると9余り3となります、余り3なんですけれども、これは繰り上げろということでございますので、9足す1で10人となります。それで、先ほど10人、あるいは9人と申し上げましたのは、農地面積の最新の数値が毎年10月に発表されることになっています。これまでの傾向を見てみますと、毎年減少の傾向にあります。よって、今度の10月の最新の数字が903から900を割るという可能性も出てまいりますので、900を割った場合には9人ということでお願いをしたいと思います。

それから、次のページに行きまして、4の選任方法などです。

農業委員は、最初に申し上げましたように、市町村長の任命となりますが、推進委員については、農業委員会の委嘱によって選任されます。市長によって選任された農業委員でつくる農業委員会が推進委員を委嘱するという形になります。添付させていただきました資料が

ございますけれども、その四角の中の下のほうで矢印が順々に載っているところがあると思うんですけれども、そこをちょっとごらんになっていただきまして、順番としましては、市町村長が推薦、あるいは公募を実施します。関係団体に推薦してください、それから自分でなりたい方は応募してくださいという形で推薦、公募を実施します。そして、その情報を整理、公表いたしまして、市町村長は推薦、公募の結果を尊重して選任議案を作成すると。この方とこの方にしたいということで、そこでまた市議会にはお世話になるんですけれども、市町村議会の同意が必要となりますので、6月議会で同意をお願いしようかと、今のスケジュールでいきますと。そして、その同意をいただきますと、最終的に市町村長が任命するという形になります。

そして、推薦、公募時期は、来年の12月で議決をしていただいたとすると、来年の2月から5月の間のおおむね1カ月間ぐらいを考えています。農林水産省からも公募期間は1カ月間程度とりなさいというお話をいただいておりますので、1カ月程度を考えています。

それから、先ほど申しあげました議会の同意は、それを受けまして、6月議会にお願いしたいと思っております。

それから、もう1枚の資料でございますけれども、推薦とか公募の方法の結構細かいルールが掲載されておりますので、今後このルールにのっとりまして行っていきたくと思っています。何分にも初めてのことで、ミスとか手戻りのないよう、慎重かつ迅速に遂行をしていきたくと思っています。

私のほうは以上でございます。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

○委員（川上文浩君） ちょっと使い方がよく僕もわからないので教えてほしいんだけど、資料2のボッチの2番目のところに、選挙制と市町村長の選任制であった農業委員とあるんだけど、公選制だけじゃなかったの。

○農業委員会事務局課長（堀部建樹君） 現在、両方ございまして、条例で定めているのは、先ほど言いましたけれども、選挙による定員数を14名ということで定めています。

それから、前の法律のほうで、このほかに関係団体から推薦をもらって、その方々を市長が選任してなつていただくと。これが5名、土地改良区とか農業協同組合とか議会でもか出ていただいておりますので、現在は2本立てになっているということでございます。

○委員（川上文浩君） もっと細かい話で申しわけないんだけど、要は新しい法律にのっとってやろうとすると、市長が選任して、議会の同意を得て任命するという形で、選任と任命の使い方を統一しておいたほうがいいような気がするんだけど。市長が選任して、議会が同意した上で任命するという考え方でいいの。市長が任命して、議会が同意するのか。

○農業委員会事務局課長（堀部建樹君） 順番としては、議会の同意をいただいた上で、最終的に市長が任命するという順番になります。

○委員（川上文浩君） 市長が選任すると。

○農業委員会事務局課長（堀部建樹君） さようでございます。

先ほど申し上げたことに関して訂正をお願いいたします。

選挙で選ばれる農業委員は13名でございます。失礼しました。そして、市長の選任が6名と、合計で今定員は19名という形になっております。

○委員長（天羽良明君） ほかにございませんか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次の議題に移ります。

少し席の移動をお願いいたします。

それでは、3番目の「住みごこち一番・可児」に向けた企業登録および協定制度についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○観光経済部長（牛江 宏君） まず可児市では、商工業系の振興、特に工業系の振興につきましては、経済政策課及び産業振興課、両方で担っております。工業振興につきましては、窓口となっております商工会議所、それからたくさん企業を抱えてみえます工業団地とは連絡を密にしながら当然工業振興に向けて頑張っておりますし、一方、企業誘致ということで、新たに企業を誘致するということにつきましては、今回の委員会では後段の報告の事項のところでもちょっと触れさせていただきますが、奨励制度なんかを設けて進めております。それだけでいいのかという議論の中で、毎年産業フェアとかでもいろんな市内の企業に参加いただいて、もちろん自分のところで企業PRもしていただいています。それから、企業、自分のところのよさをいろんな方に知っていただくような努力もしていただいております。なおかつ近年は、ワーク・ライフ・バランスということもあり、働きやすい環境に向けて努力をされている企業もたくさんあるということもございますが、なかなかそういうものに対して、市民の皆さんに見えてこない部分があるんじゃないというようなこともありまして、今年度、新たに取り組み始めるというのがこれから説明させていただく制度でございます。

これは、市民の皆さんに当然知っていただいているということもありますし、企業自身がそういうようなことに努力して、市が目指す部分といかに一緒にやれるかというような制度でございますので、よろしくをお願いいたします。

説明は課長からさせていただきます。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 資料3、「住みごこち一番・可児」に向けた企業登録及び協定制度についての、まずパンフレットのほうをお開きください。

1枚開いていただきますと、今、市民にも企業にもまちにも働き方の見直し、ワーク・ライフ・バランスが求められていますというふうに書いてございます。

高度経済成長期には、会社は事業拡大、それから収益の重視、サラリーマンは企業戦士などと言われまして、仕事が優先の世の中だというような形でした。

従業員の労働環境もどちらかというと余り重視されず、女性は結婚や出産を機に退職するというのが当たり前で、男性は仕事、女性は家庭というのが社会の風潮だったと言えます。

時代の流れとともに人々の意識も変化して、結婚、出産しても仕事を続ける女性がふえ、

共働き家庭のほうが多くなってきました。働く人の意識も、大企業に入って高い給料をもらって過酷な環境で働くというより、多少給料が安くても仕事もプライベートも充実した人生を送るということで会社を選ぶというような多様な面も変わってきました。

昨年度、可児市人口ビジョン作成に当たり実施した市民アンケートにおいて、希望する子育て支援策を聞いたところ、46.1%の人が子育てと仕事を両立できる環境を上げて、一番多かったということです。経済的支援など、ほかの施策に比べても市民が望んでいるというのが子育てと仕事の両立できる職場環境だということがアンケート結果から言えると思います。

国では、介護離職ゼロを緊急課題としておりますが、介護を機に離職したかと聞くと、仕事と介護の両立で難しい職場だったというのが一番多い理由だと。今の職場環境では、介護が必要になったときに仕事を辞めざるを得ないという人が多くいるということだと思われま

す。

社会の風潮の変化とともに企業の意識や取り組みも変化しておりまして、優秀な人材を確保するには、従業員が仕事と育児の両立を図れるようにすることが大切だと会社も少しずつ認識するようになってきました。少子・高齢化の進展によって、今後も生産年齢人口は減少していくことが予想されています。国においては、女性活躍推進法など、法整備を進めるとともに、一億総活躍社会の実現や働き方、改革担当者の設置など、アベノミクスの新三本の矢として、結婚、子育ての希望の実現や介護と仕事の両立などに取り組むとしています。

可児市においても新規の保育所の設置や可児駅前の子育て健康にぎわい空間施設の整備、地域包括ケアシステムの推進など、子育て支援や高齢化対策には積極的に取り組んでいます。

しかし、行政だけの取り組みには限界があります。企業自身が意識改革を進め、職場環境が変わっていかないと、時代の要請、市民ニーズに応えることがなかなかできません。企業がみずから職場環境の改善などに取り組むよう促す仕組みが必要とされているということだ

と思います。

働き方の見直し、ワーク・ライフ・バランスの具体的な取り組み例としては、ここにありますように、例えば働きやすい職場では、ノー残業デーの実施だとか、相談窓口の設置。子育て支援においては、休暇取得や復帰におけるヒアリングや短時間勤務の実施。介護支援についても、介護支援についての意識啓発や時間休暇の取得。地域活動支援という面においては、ボランティア休暇の実施や地域の清掃活動や企業見学の実施など、こういったような具体例が取り上げられます。

こうしたことを踏まえまして、表紙のほうに戻っていただきまして、今回、可児市では、「可児わくわくWorkプロジェクト」と称しまして、「住みごこち一番・可児」に向けた企業の登録協定制度を設けました。この制度は、働き方の見直しとかワーク・ライフ・バランスを提起することによって、市民は社会的な責任を果たしながら、個人や家庭、地域においても充実した生活を送ることができ、企業は有能な人材の確保と定着によって、安定的に維持発展することができます。

市においては、こうしたことによって、市の活性化や魅力につながり、人口減少や少子・

高齢化など地方が抱える課題解決に対応できるというものです。実際の登録に当たりましては、次の4つの分野についての取り組み状況などについてチェックして提出をしていただきます。一定の基準を満たしていれば登録するというような流れになります。

基本的な考え方といたしましては、登録についてはハードルを低く設定して裾野を広げたいということで、市内の企業の大半が中小企業でありまして、現実の職場環境では厳しいところが多いかと思えます。登録は、まず意識の浸透を図るということを目的としたいと思っております。本年度の募集は、ここにありますように、平成28年10月14日から11月15日の約1カ月間ということで考えております。

裏表紙のほうをごらんください。

対象は、市内に事業所があって、常時従業員を雇用して、事業活動を行っている企業で、市や市の関係機関など官公庁は除くものとしております。

登録・協定の流れは、まず平成28年10月1日付の広報紙で募集をいたします。商工会議所の会報にもチラシを挟んでいただいて、会員には全員に配付していただきたいということで進めております。実際の届け出は、経済政策課へ持参していただくとか、ファクス、メールなどいろんな形での提出をオーケーとしております。企業登録の決定については、指定項目に対して一定以上の実績や、今後実施するという宣言をするとオーケーという形にしたいと思っております。

また、提出された項目をこちらで状況を見まして、取り組み内容が他の模範となりそうな企業について選抜し、個別に企業にヒアリングして、模範となるような企業と協定締結として、一緒に地方創生の課題に取り組んでいくと。これを可児市内にも意識の高い優良な企業が存在するということを広く市民、ほかの企業さんに周知するというのと、企業の魅力を全国に発信するというので、定住・移住にもつなげたいということを目指しております。

今年度については、平成29年1月の下旬にワーク・ライフ・バランスに関する講演会を予定しております。その際に協定締結とPRをまた改めて行いたいと思っております。

登録と協定ですが、一応期間を設け、3年間の予定で更新していくというような流れで、制度全般の見直しも3年をめどに考えていきたいと思っております。

登録・協定した企業には、ここにありますように、登録の特典、協定企業については、登録の特典に加えて、さらに協定の特典をできるということで、こういうような特典もあるということで企業にはPRしていきたいと思っております。

本年度の施政方針でも示しておりますように、可児市は気候が温暖で地震に比較的強く、住んで、働いて、子育てをして、ゆったりと余暇を過ごすことができるまちだと。このわくわくWorkプロジェクトの「わくわく」とは、仕事も生活もわくわくする充実した可児市の暮らしを表現しています。こうした可児市でのライフスタイル、「住みごこち一番・可児」に向けて取り組む企業を登録して、さらにその中に模範となる企業と協定を結ぶことによって、こんな優良な企業が可児市にはあるよということ市内外に広くPRして、市民にとっては東京とか遠くに行かなくても希望にかなう就職先が可児市にあるんだと。企業にとっては、

有能な人材の確保にもつながると。市にとっては、地域経済の活性や定住・移住につながるということで、市民と企業とまちがともに発展するということを目指していきたいと思っております。また、こうした取り組みが地方創生や定住・移住の促進につながるということで進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

○委員（川上文浩君） まず、前提として非常にいいことだと思います。だけど、この制度自体に突っ込みどころが大分あって、いろいろお聞きしたいんですけども、まず個人事業主はどうされますか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） これは個人ですと一人ですので、従業員を一人でも使っていればそれはオーケーということですが、お一人でやっているということだと、従業員がいないので、そこは対象とはならないということです。

○委員（川上文浩君） 企業というか、会社方式をとっていなくても、個人事業として人を使ってやっているところはたくさんあるので、そういったところは対象になるんですか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 対象となります。

○委員（川上文浩君） やはりこれは製造業は割と有利で、サービス業はちょっと苦しいのかなというところがあるんですけども、書いてある特典が、個人のローンの金利を優遇するとか、これって市が補填するという話なのか、銀行がやってくれるという話なのか、これはどうなんですか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 銀行とは、昨年度、可児市と協定を結んでおります。地方創生に向けての協力をすると。その協力の中で銀行側が協力してくれるという範囲で考えております。

○委員（川上文浩君） となってくると、ある程度登録すると特典がありますよね。建設業だと加点されるとか、プロポーザルでも加点されるとなってくると、ハードルを下げちゃだめなんじゃないかと思うんですけども、私の場合は。会社には基本的に就業規則がありますから、せめて就業規則でちゃんとこれがクリアされているかどうかということを見ることが必要なんじゃないかと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 就業規則の設置というか、そこら辺については、ハードルを下げるといってもそこは確認するということは考えております。

○委員（川上文浩君） 設置を義務づけられていますから、就業規則については。中身をしっかりチェックして検討して、それを参考にするか。あるかないか、守られているかどうかはわからないのでマルかバツかじゃなくて、就業規則の中身を徹底的に調べて、それがこれに値するかどうかということまでやられるのかということです。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） そこまではちょっとやる予定はないです。

○委員（川上文浩君） しつこいようでも申しわけないんだけど、いいことだと思うんですよ。すごくいいことなんでしょうけども、特典自体が裾野を広げたいのもすごくいいことだと思うんですけども、本来、実際的に今出ている4つの分野についてより具体的に示していかないと、

判断は誰がどう決めて、登録企業ですというふうに決めていかれるのかというところが大丈夫なのかなというふうに思うんです。実際にこの4つの分野でしっかりとした企業が努力されて、就業規則にうたってあってとか、就業規則1つにしても、産休、育休にしても、やはりばらばらじゃないですか。行政はしっかり率先してやらなくちゃいけないですが、民間、中小零細企業なんて非常に難しいじゃないですか、いろんな部分で。その辺のところをどのように判断していくのかというのがちょっと見えてこないの、大丈夫ですかということをお聞きしているんですけど。

○**経済政策課長（渡辺勝彦君）** ここに上げる項目について、どこまでハードルを上げてしまうか、どこまで下げるかというところはいろいろ議論があったところなんです、基本的に可児市の企業全体で千何百社ありますけど、ほとんどが零細企業と言われる企業となっています。基本的にこういった制度、国にも「くるみん」とかということで制度としてはあります。ただ、実際に登録要件が厳しいので、小さい企業はほとんど対象にならない。そうすると、可児市の中でも対象となっている企業はほとんどないので、そうすると、上げてしまうと、結局つくってもどこも対象にならないということになってしまうので、まず意識改革というか、みんなにこういう認識を持ってもらうというのがまず大切だということで、登録についてはある程度たくさんの方のところに入ってもらいたい。逆にその中で模範となるものについて協定をして、そこを見習って、そこを目指して、皆さん登録したところには企業内で努力をしてほしいというような気持ちでつくっております。

○**委員（川上文浩君）** いいことですよ。いいことということをお話を前提にまた言いますが、登録制度に対する制度的なものが、過程ですよ。どこをクリアすれば登録企業になれるよというところが明確にされたほうがいいんじゃないかなという部分と、今の登録と協定の壁ですよ。ちゃんとやっているところは、何をもってちゃんとやっているかと判断するのかということもきちっとつくっておかないと、どこをクリアして、どうすれば協定を結んでもらえるんですかということになってくるので、制度的にもうちょっと明確にしたものをつくらないと、ちょっとぼわっとして、ただ、特典という失礼なんですけれども、登録したときの特典って結構ありますよね。非常に特典だけが広がっていて、何とか登録して広げていこうというのはわかるんだけど、何かふるさと納税みたいになっちゃっても困るので、返礼率を上げればみたいな。それで、いや登録しているから就職した。だけど、全然違うじゃないのという、そこでそごが出てくる可能性もあるんですよ。このパンフレットを見て、登録してある企業、協定を結んだ企業というのは、ですから、それは大丈夫ですかということをお聞きしている。

○**経済政策課長（渡辺勝彦君）** 登録につきましても、一応登録のときに提出していただく書類があって、その中で、これについてはどうですかと。ただ、これは実際にできていますというところと、宣言してこれをやりますというのもオーケーにして上げてもらうと。内容については一つ一つ、こういったことをやっているかやっていないかというのを上げてもらうという予定をしております。

○委員（川上文浩君）　ということは、条例まで要らないにしても、規定とか規則とか、その辺はちょっと運用とかは踏み込んでおいたほうが良いような制度だと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君）　一応要綱をつくって進めていくという予定をしております。

○委員（川上文浩君）　その要綱は今はないのか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君）　今はまだ決裁中でございます、ここにはまだ提出はできない状態でございます。

○委員（川上文浩君）　要綱を見せてもらわんと判断できんわね、我々もね。やはり要綱を見て、いいことなので、よりいいものにしていきたいじゃないですか。

後からいろんな問題が起きないように、できる範囲のことだけはやっておいたほうがいいのかと思いますし、やはり雇用する側とされる側というものがあって、ただ、エイヤーでいいことだから、要綱の確認もなしに進んでいっていいよというような内容でもないような気がするんで、いいことをよりよくするために要綱なんかもちやんと議会に出してもらって、お互いにもっとよくするものということと、やっぱり制度的なものは制度設計はきちっとしてもらわないと、曖昧なもので、じゃあどこを基準に登録できたのか、どこを基準に協定に入っていくのかということころはもう少し明確にしてもらわないと、聞かれたときに我々も困るなというふうに思います。

○経済政策課長（渡辺勝彦君）　要綱については、まだでき次第、後日お示ししたいと思えます。

○副委員長（勝野正規君）　今年度、登録募集期間があって協定を結んでいくんですけども、途中でというのは、随時というのはなしという解釈でいいのかということと、来年度は来年度でまた1カ月ぐらい公募して随時追加していくという方式をとっていかれるんですか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君）　今年度については初年度ということで期間を決めて、あと来年度に向けて進めたいと考えておまして、来年度以降は、今の考えでは特に期間を設けなくても、登録については随時受け付けることができるのではないかとこのふうには考えております。

○委員（川上文浩君）　それと、気をつけてほしいのは、個人事業主だとする。それこそ本当に1人でやっているようなところでも、例えば市の指定業者になって、入札の参加資格がある人って結構いますよね。電気事業者とか、いろんな。そういう人たちは全くこれに入らないという感覚になるけど、その辺、ちょっと整理したほうが良いと思いますよ。

点数が要る、指名業者になったところは別としてね。

○経済政策課長（渡辺勝彦君）　わかりました。

○委員（伊藤健二君）　登録項目と書いてあるところの6番と7番に、今の話で、入札に関連するもの、あるいはプロポーザル方式での評価基準に関するものということで、これはこれで現行の要綱等がありますよね、市の側に。そこに業者としてふさわしいかふさわしくないというやつを含めて。だから、そういう要綱等の書面の契約に関する基礎的な評価基準はさ

つき言ったとおりで、この制度のプロジェクトの概要で出してもらおうと同時に、関連する市の現行既にあるものについて新しい加点方式を加えるということなので、そっちのほうはついでに一緒に出てくるのかな。影響を与える項目について、書面で制度的に改変を行うということについて、どこで公示するの。もし予定の文書があるんだったら、一緒に出してほしいということなんですけど。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 建設工事の加点については、管財検査課のほうで、毎年度、いろんな項目の加点があります。例えば可児市でいうと、可児市のいじめ防止登録事業に入っているかとか、そういったものの一つという形になろうかと思えます。ですので、そういった一環での周知になっていくかと考えています。

○委員（高木将延君） 要綱が出てこないとちょっとわからないところが多いんですけど、まず3年間という話をされていたと思うんですけども、3年間の間に登録業者への確認は全く何もなしというようなことでよかったんですか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 一応、毎年現状の取り組みについてどうやっていますかというようなアンケートのような形で確認する予定であります。

○委員（高木将延君） もう1つ、いろいろ取り組みの例が出されているんですけど、この中でどれか一つでも当てはまればというようなスタンスでよろしかったでしょうか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） これは一つの例でございます、ここの項目についてですが、一応この4つの分野でそれぞれ3つぐらいずつ項目を上げて、その半分ぐらいを満たしておればオーケーというような考えで進めております。

○委員（高木将延君） 企業によっては、従業員の方が女性が中心だったりとか、あと年齢層が一部に偏っちゃっているところもあるかと思うんですけど、そうすると、この4分野全てに活動されているというのは外れる可能性もある企業も出てくると思うんですけど、そのあたりはどういうふうにやっていくんでしょうか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 4分野で3つずつあると12個になるんですけど、12個の中で半分ということで、例えば1つの分野が仮になくてもそれはオーケーになるという考えであります。

○委員（高木将延君） 今年度の募集が来月14日からなんですけど、要綱はいつごろでき上がるでしょうか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 今月中にはできるようにして進めております。

○委員（川上文浩君） ぜひ要綱を一緒に見せてもらったほうがよかったかなと思います。

それと、さっき課長はちょっと間違った考えをされている。個人事業主というのは、基本的に大きい個人事業主もありますからね、従業員をいっぱい雇っている。名古屋の鈴木さんという軍手屋さんなんかは、日本一大きい個人事業主ということでやっているし、個人事業主は、ほとんどのところが就業規則をつくる規則がないので、就業規則がないんですよ。ないとなると、さっきの話でいうと、マル・バツでいくと、もうその時点で就業規則がないところなんかはバツだという話になるので、あるかないかは絶対必要ですよ。ただ、個人事業

業主の中で大きく人を使ってやっているところは市内にもたくさんあります。1人、2人使って個人事業主でやっているところ。ただ、会社組織にしていなくて。会社組織にしていなくて、労働基準法の中で就業規則が要らないはずなんです。ですから、義務づけられているんですけども、それを目安となってくると、そういったところもちゃんと広報するかクリアしていかないと、多くの個人事業主はもうここに入れないということになってくるので、先ほど言ったように、就業規則をどう扱うのか、マルかバツか、中まで見るのかということもあると思うんですけど、バツだったらもうだめだということになると、ほとんどの個人事業はここには登録されないということを理解していますか。

○**経済政策課長（渡辺勝彦君）** 私の意識としては、就業規則はやっぱりあるべきだと。なしでやっているという、それこそ書面上、わからないということなので、個人事業主、企業体、どちらがどちらということではなく、就業規則はやっぱりあるべきだなというふうには考えております。

○**委員（川上文浩君）** というと、今の個人事業主の現状を把握していないと。あるのが当たり前じゃなく、ないのが当たり前なんですよ、どちらかというと。会社は就業規則をつくっていないところは結構あります。だから、就業規則があるところのほうが本来は少ないんですよということをまず頭に入れておかないと、まず出発点から間違っているという話になります。広くハードルを下げてとおっしゃるけど、就業規則をつくるのって結構大変で、社会保険労務士さんなんか頼んでつくりますんですけども、そういう意味では、もう少し内容を調べて動かれたほうが良いような僕は気がするんですけど。

○**経済政策課長（渡辺勝彦君）** 個々の企業に当たっているわけではないんですが、検討する中では、裾野を広げるにしてもそこはあるべきではないかという中で進めてきております。

○**委員長（天羽良明君）** ほかに質疑はございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようですので、次の議題に移ります。

それでは4番目、公民館をより使いやすい施設とするための方策に関する報告についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○**市民部長（莊加淳夫君）** このたび可児市社会教育委員の会議へ平成28年4月7日付で諮問をお願いしておりました、公民館をより使いやすい施設とするための方策について答申が出てまいりましたので、内容について村瀬地域振興課長から説明させていただきます。

なお、この問題については、昨年度、渡辺仁美議員から御質問をいただいております案件でもございます。

それでは、御説明をさせていただきます。

○**地域振興課長（村瀬雅也君）** おはようございます。

それでは、皆様のお手元の建設市民委員会資料4が行っておると思いますので、そちらのほうを見ていただきますでしょうか。

まず最初のページに、諮問の諸氏がおります。可児市社会教育委員として14名の方が名前が出ております。この社会教育委員の方は任期が2年でございまして、平成27年4月1日から平成29年3月までの任期の方でございまして、この方々は、社会教育法に定められておりました、それに基づいて可児市の条例で定めておりました、構成される方々は小・中学校の校長会でありますとか、幼稚園協議会の方、公民館連絡協議会、文化協会、そういった社会教育団体の方々の代表者と、あとは学識経験者などから成る14人の委員の方が現在務めていらっしゃいます。そちらのほうに、今、部長のほうから話しましたように、4月7日付で諮問をお願いしております。その諮問の内容が次のページにございます。

公民館をより使いやすい施設にするための方策についてということで理由が書いてございますけれども、今回の諮問の中では、一番下に書いてあります主に3点について御意見をいただきたいということで諮問しております。

1つ目には、拡充すべき利用方法、または撤廃すべき規制についてどうであるか。それから2番目としまして、料金設定の方向性についてということについてはどうかということ。また、減免基準の方向性についてはどうでしょうか。この3つについて審議いただきたいということで諮問しております。

次のページ、答申本体でありますけれども、こちらにあるような形で答申をいただいております。

まず最初のところ、結論から申しますと、括弧でくくってある部分でございまして、公民館を現在の社会教育法に基づく施設から地方自治法に基づく公の施設とするというような考え方でいくべきであろうということで回答いただいております。

これにつきまして、例えばそうした場合において、次のページにございますような各項目、具体的には表にあるようなことについても今後改定していったらどうかということになっております。四角の表がございまして、その一つには、できる限り休館日等は縮減して、利用に供していったらどうかということが1点。

それから2番目に、予約期間ですが、現在は2カ月前から2日前までという予約期間になっておりますけれども、これは可能な限り事前の予約期間を延ばす。それから、下の点については、当日でもあいていけば使えるように常時受け付けができるような形にしていくほうがいいであろうということを言っております。

それから3つ目につきまして、予約方法についてですが、現在は窓口で受け付けて、使用の許可をとっておりますけれども、インターネットによる予約や予約状況の確認ができる仕組みを考えていただきたいということが3つ目でございます。

また4つ目につきましては、館内での飲食等につきましても、そのみでの利用についても認めていく方向で考えていただきたいというようなことを具体的には話をいただいております。

それから、3ページ目に行きますと、料金設定の方向性についてということで諮問、答申をいただいております、そこにつきましては、まず四角の一番目にありますように、施設

の維持管理費に見合った利用者負担額になるよう料金を見直していくということが基本でございます。

その前に留意してほしいということがその下に書いてございますけれども、基本的に使用料は受益者負担の観点から維持管理費等から明確にしていくわけでございますけれども、見直すに当たっては、規制の撤廃等に見込まれる料金収入が今度は増加することが考えられますので、それを見きわめた上で将来的に順次進めていく必要があるであろうということでございます。

また、激変の緩和措置など、算定によるもので著しく増加する場合には、そういったものを考えていただきたいと。

また、現在、会議室の使用料と冷暖房使用料を別に定めておりますけれども、これについても一体で料金設定していくことが適当ではないかということをお願いしております。

また、一番下の段でございますように、今後は営利目的で利用があった場合についての料金設定については、通常のこれまでの社会教育の生涯学習団体が使うものと比べて違う設定をしていただいたらどうかというようなことも出していただいております。

それから次のページ、4ページに参りますと、減免基準の方向性についてということでございます。これについては、市が公民館に限らず管理するいろんな施設がございますので、そこを統一的に見直しを行っていただきたいというような答えをいただいております。

現在、公民館におきましては、100を超える減免団体がございまして、これもちょっといろいろと団体については多過ぎるし、問題もあるでしょうということで、ただ、スポーツ施設とか、いろんな施設におきましても減免項目を設けておりますので、その辺も一体的に考えて、統一的に見解でやっていただいたらどうでしょうかということをお願いしております。

それから、その他の部分でございますけど、その他につきましては、今後もし移行した後について、その移行後の施設のあり方について触れていただいております。現在、教育関係でございます生涯学習の件とか、そういったところの考え方につきましても、地域づくり型生涯学習ということで重点がシフトしつつあります。そういった意味で柔軟な推進を行っていただきたいということで、地域の資源を有効に取り込みながら、積極的に活用していくことを期待するというところでございます。

また最後、課題としまして、今後の利用状況を見ながら、地域の課題に合わせて、転用とか、そういったことも考えるとともに、今後の指定管理者制度の導入の検討であるとか、地域による運営を委ねるような、そんな仕組みづくりについても望まれますというようなことで結ばれております。

これまでの内容につきまして、今年度、会議を4回ほど開催してきました。平成28年4月18日から7月まで4回、それから先進地の視察ということも含めながら、14人の方で協議していただいて、出していただいた答申ということが以上のような形で出ておりますので、御報告ということできょうはお邪魔しました。ありがとうございました。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

○委員（川上文浩君） 答申は、僕もしっかり前にいただいたときに読ませてもらったんですけども、あくまでも諮問機関からの答申で、これを受けて、今後どのような方向を見据えてみえるのかなというふうに思うところが1点と、中には14館同時にやるべきだみたいな内容もあるんですけども、非常にそれは難しいだろうと思うんですけども、やはりできるところとできないところがあって、モデル的に進めていくというようなことも考えられると思うんですけども、この答申を受けて、じゃあ市はどのように今後動いていくのかということちょっと教えていただきたい。

○地域振興課長（村瀬雅也君） ありがとうございます。

今おっしゃっていただいた今後のことなんでございますけれども、これは答申という形でまず出ております。この後、市としては、制度設計、そういったものをこれから行っていくわけなんですけれども、これから後半に制度設計を行いまして、来年度の議会の中での条例を今後考えていくということになります。条例改正を平成29年度中に行って、早ければ平成30年とか、そういったことも考えられますけれども、今後の制度設計でのやりとりの中でうまいことまとめればいいですけども、細かいところでいろいろとまだ移行に関してはいろんな問題が出てくると思いますので、その中でうまくまとまるかどうかということだと考えております。

今、川上委員もおっしゃっていただきましたけど、14館全部は無理だろうという話の中で、試行的にという話をいただきました。ただ、この施設としての移行につきましては条例で定めていきますので、ダブルスタンダードになってしまうということがそれもまたそれで混乱を招きますので、こういった社会教育法の公民館から別の施設へという移行は、できれば14館一遍にいきたいと考えております。その先の管理とか、そういったものを地域管理するか指定管理とするとか、そういったことについては多分温度差があって、できるところとできないところとあるので、そこは変わってくるであろうということを想定しております。

○委員（川上文浩君） ということは、この答申を受けて、制度設計をして、コミュニティセンター化に向かっていきますよということでもいいですね。しばらくの間は直営でやって、いずれうまく運営できるようところがめどがついたところで指定管理者を募集してやっていこうというような考えですね。わかりました。

○委員（伊藤健二君） いろんな論点があるんですけども、きょうこの場で初めてというか、こういう貴重な答申が出てきたんだけど、この中で、減免基準の方向性についてまであります。この方向性については、全ての施設を対象に統一的な見直しを行うということで、見直しの方向についてもいろいろ書いてあるけれども、こうせよということでは必ずしもないんだよね。

それで、これは従来から議論があって、公の施設、いわゆる可児市が設置をしている市民の人格形成及び発達の具体化として、ある意味で大げさに言えば、憲法に書いてある中身から発しているわけであって、極めて重要なあれです。そこに、そうした公の施設を市民が利用する上で保障されるべきもの、場としての問題と、その機能、どう料金は負担すべきかと

というのは大変大きな問題なので、ここだけの公民館等のあり方を云々する議論の範疇だけでは定まらない減免の問題というふうになろうかというふうに僕は捉えているんです。

その点からいうと、資料がまだ不足していると思います。これまで減免にかかわるようなどういふ議論があったのかということと、そこで到達している共有できる認識、それからこの中で減免対象の固定化という表現で、受益者負担の原則とこれが相反するというふうには断定されておるんだけど、誰かが固定化しようと思ってなってきたわけじゃなくて、必要な議論と配慮の結論として、当面はこういう基準点でやっているということで減免を受けている団体が定められているわけですね。だから、固定化という表現自体も言いやすいから使ったんだろうけど、ちょっと事の本体から適切なのかどうなのかとかいろいろ思うので、この減免の問題については、経過も踏まえて、市としてはまずどう考えるのかということについてお考えが当然あると思うんです。この答申はこれとして受けたということにして、もうちょっと減免の問題についてはやってもらわないと、いろいろと差しさわりが出てくるんじゃないかと思うんです。これについて、何か特に今考えがありますか。自治連合会だとか、いわゆる地域自治に関連していて、その地区の全体の利益にも直接関係している諸団体がありますよね。そういうところについて減免をしているという考え方だったろうと思うので、その辺にも影響を与えていくので、お考えをちょっと聞かせてほしいんですけれども。

○地域振興課長（村瀬雅也君） 今回の社会教育委員の議論の中での減免の見直しという点につきましては、先ほど少し申しましたように、特に公民館においては身近なところですので、非常に減免団体に対する規定が、先ほども百幾つあると言いましたけど、本当にこんな団体はあるかみたいなのところも含めて、いろんな団体がそういった形で今は規定されています。その辺のところの、これで本当にいいのでしょうかというところが発端ですので、そういった全体のところで減免が必要か必要でないかというところを根本的に見るというところよりも、どちらかというところ、減免団体としてこんなにあるけれども、本当にこういった団体まで必要なのかという、そんな線引きがどこまで必要という線引きの中でというような議論の中で出てきた内容と考えるいただきたいと思います。

可児市としての議論でございますけれども、これは前からこういった議論につきましては津々浦々あったわけでございますけれども、こうした公民館が一番減免として使っておる頻度というか回数が多いもんですから、ここも当然主となって考えていく問題ですので、そこといろんな市の施設全て合わせて、これからこれをいただいてここからということ考えていくということでございます。

またそれには、料金の変更ということも当然絡まってまいりますので、市の施設の利用率金全体の見直しということも含めて市全体で考えていくというような姿勢でいこうと思っております。以上です。

○委員（伊藤健二君） 使用料減免規定に基づいて、これを論拠としてこれまでやってきた直近の5年ぐらいでいいと思うんだけど、実績を各方面別に出してもらおうということが必要だと思ふんです。それから、大した規定じゃないと思ふんだけど、減免することができると思ふ

いてあるだけの話だと思うんだけど、その規定の実績と、そして特に実績において欲しいのは、減額免除規定、本来はそうなんです。減免なんだけど、ゼロか定められた料金そのものかという、全体かゼロかという二者択一的に実際はなっているんじゃないかという気がするんです。減額をするような事例というのがあるのか、またあったのか、その辺については考え方の中で明確にされているのかどうなのかですよね。だから、そういうことについてもわかるような資料をこの委員会に出してもらおうということはできませんかね。きょうじゃなくていいですけど。

○市民部長（莊加淳夫君） 本日は、この公民館をより使いやすい施設にするための社会教育委員の会議からの報告で、まだ漠然としての将来的なスケジュール、さっき課長が申し上げました。その段階でございます。要望は要望としてまたお聞きして、仮称になります、コミュニティセンター化についての議論の中で、また逐一報告していくという形になりますので、御理解をお願いします。

○委員（渡辺仁美君） 先ほど川上委員の御質問等ではっきりしたんですけど、14館同時スタートで平成30年でというのがスケジュールということであつたんですけど、その先ですね。指定管理者制度適用なのか、あともう1つおっしゃったのが、地域管理とおっしゃった。そのところに大変興味を持ちますが、14地域として、それがふさわしいというか、できやすいところと全くそうでないところの差もあるかと思うんですけど、今の段階で地域管理とおっしゃった以上、それについてもイメージとしてお持ちというか、流れとしてお考えであるかどうか、ちょっとお聞かせください。

○地域振興課長（村瀬雅也君） 先ほど指定管理の話で出ましたので、今は直営ですし、すぐに直営からかわるということは今のところ難しいかと考えておりますが、指定管理になった場合の受け皿として出てくる考え方として、今、小規模多機能自治とか、そういった考え方もありまして、そういったところで自治連合会においても研修されておる部分がありますので、そういった意味で、地域でのいろんな団体が集まった団体として受けていく。そういったところが他市の事例でも最近見られますので、そういったことを想定してお話ししたということでございます。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これでとりあえず委員会として休憩に入りたいと思いますが、皆さん、よろしいでしょうか。部署が建設部という形にかかりますので、お時間を要しますので、ここで1時まで休憩とさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後0時58分

○委員長（天羽良明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、5番目の可児市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正についてを議題と

いたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○施設住宅課長（吉田順彦君） 資料ナンバー5について説明いたします。

可児市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正についてでございます。

2つございまして、まず①でございます。今年度、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空き家等対策計画の策定を予定しております。これは、空き家等の適切な管理、活用の促進、特定空き家等に関する措置、対処、空き家等に関する相談など、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画でございます。

この計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための諮問機関として、協議会の設置を予定しております。

現在の条例第16条に規定しております空き家等に対する措置を審議する審議会を廃止し、それまでの審議会機能及び空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う機関として協議会を設立するために条例改正を行いまして、関係事項について規定するものでございます。

その協議会のメンバーにつきましては、市長、現在の審議会委員であります大学教授、建築士、県職員、自治連合会の代表の方、そして新たに市議会からお1人、不動産、法務、福祉、経済関係それぞれの専門知識をお持ちの方を考えております。

なお、今年度既に空き家等対策計画の策定に取りかかっていますが、今後は平成28年10月ごろに策定委員会を設置し、委員会の意見を参考に計画素案を作成する予定です。条例改正後は、策定委員会をそのまま協議会に移行しまして、協議会と協議の上、計画を策定する予定です。

次に②でございますが、市の条例制定後に法律が施行されまして、その時点では条例改正は行わなくても運用できるとの協議でございました。その後、平成27年5月に施行されました地方税法の改正により、法に基づく勧告を行った場合に、地方税法に基づく住宅用地に対する固定資産税、または都市計画税の課税標準の特例の対象から除外されることとなりました。地方税法の特例対象からの除外を有効にするためには、勧告の前段階の助言、指導から法に基づいた手続を行う必要がありまして、条例の手続だけでは有効とにならないこととなりました。このため、条例に法との関係性を明記するとともに、条例と法の不整合を解消し、関係規則等の整備を行うことにより、条例による手続が法と一体化したものとなります。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

[挙手する者なし]

質疑がございませんので、次の議題に入ります。

それでは6番目、第二次可児市都市計画マスタープラン策定に関する報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（田上元一君） 資料番号は6のレジュメと6-2ということで冊子のほうを御用意させていただいております。

都市計画のマスタープランの策定状況につきましては、6月の本委員会におきまして、全体構想までについて御説明をしたところでございます。その後、事務局におきまして、地域別構想の案を作成いたしまして、7月から8月にかけて地域別の懇談会を開催いたしました。委員の皆さんの中にも御出席をいただいた方がお見えかと思っております。ありがとうございます。

その後、庁内調整を行いまして、市としての全体の案がまとまったというところございまして、今後、パブリックコメントなどの決定手続に移行していくということに当たりまして、事務局としての案を説明させていただくというものでございます。

お手元、1枚もののレジュメと、それから冊子がございますので、冊子のほうで順次説明させていただきたいと思っております。大変分厚うございますので、時間がかかってしまいますが、ポイントとなるところを中心に説明をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

まず、冊子のページめくっていただきますと、目次がございます。こちらをごらんいただきますと、今回の第二次都市計画マスタープランの構成といたしましては、第1章で基本的事項について記述をいたしております。そして第2章で全体構想、そして第3章で地域別構想ということでそれぞれ記述をさせていただいております。

それでは、章ごとに簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

第1章の基本的事項ですが、1ページのところをお開きいただきたいと思っております。

可児市の都市計画マスタープランにつきましては、都市計画法に基づく法定計画であるということで、現の計画が目標年次に至ったということを受けまして、平成27年、28年の2カ年をかけて、10年後の平成38年を目標年次として策定をするというものでございます。そもそも都市計画は、皆さん御案内のとおりでございますが、当市の将来像を掲げまして、それを実現するための具体的な規制であったり誘導であったりを図る、あるいは具体的な事業を実施するというものであります。都市計画には大きく分けまして3つの柱がございます。土地利用に関する都市計画、都市施設に関する都市計画、それから都市計画事業に関する都市計画でございまして、こうしたそれぞれのものを着実に実行していくというためには、方針でございまして都市計画マスタープランにおいて位置づけておくことが必須であるということございまして、今回、10年後、平成38年の可児市の都市としての姿をマスタープランの上で掲げまして、それを実現していくための3つの都市計画の方向性をこの都市計画マスタープランにおいて整理していくということになっております。

今回の第二次都市計画マスタープランにおきましては、いわゆる人口減少とか、少子・高齢化の進展という人口構造の変化という背景がございます。そうした一方で、総合戦略や人口ビジョンといったところで、若い世代から高齢者まで誰もが住みやすいと感じる都市づくりを進めていくということが求められておりまして、そうしたことに我々のほうもしっかり

コミットメントするという事で、都市計画マスタープランにおいてもそうしたことをきちんと位置づけしていきたいというふうに考えております。

では、ちょっと飛びまして第2章ということで、5ページのほうに移らせていただきたいと思っております。

全体構想については5ページからになります、可児市の都市づくりの基本理念、それから将来像を掲げるということと、それから都市づくりの目標、テーマを設定し、さらには将来フレームに基づいて、将来の都市構造を掲げて分野別の都市づくりの方針までを示しているところがございます。

5ページから11ページまでが、いわゆる基本理念から将来フレームというところがございます。ここの分は、まさに6月の委員会で御説明したところがございます。

先ほど申し上げたように、総合計画、いわゆる上位計画をしっかりと受けながら、都市計画マスタープランの中でこうした形で実現していく姿をしっかりと位置づけをしているというところだというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

それから12ページに少し飛んでいただきまして、可児市の将来の都市構造ということで少し記述をさせていただいております。御案内のとおり、現状の分散をした都市構造を許容しつつ、機能連携型の都市構造を目指していこうということでございまして、ちょっと難しいところですが、いわゆる点的な構成要素でございます拠点、それから線的な構成要素でございます軸、そして面的な構成要素でございますゾーニングによって、可児市の都市の骨格を形成していくというふうな位置づけをさせていただいております。

13ページ以降につきましては、今申し上げました軸、拠点、それからゾーニング、それぞれを構成する要素を土地利用の面、それから都市施設の面、さらには都市計画事業という面でそれぞれ整理をさせていただいているところがございます。

少し飛びまして、18ページ以降では、そうした都市づくりの中心となる施策ベースの分野について、これは土地利用や都市施設、それから都市計画とは若干違いますが、自然環境や都市環境、景観形成、都市防災というところまで具体的に都市計画マスタープランにも記述をして、進むべき方向性について整理をいたしているところがございます。

ここまできわゆる全体構想という形になるところでございます。

次に少し飛んでいただきまして、43ページに少し飛ばしていただきたいと思っております。

43ページ以降、第3章ということで、地域別構想ということになります。この地域別構想におきましては、いわゆる全体構想を踏まえまして、地域ごとの特性に応じた都市づくりの方向性についてお示しをさせていただいております。まず43ページでは、今回の都市計画マスタープランにおける地域区分の考え方について、4つの地域に区分したことを記述いたしております。これにつきましては、日常生活上の交流範囲でありますとか、地形上、いわゆる自然的な状況、それから土地利用の状況等や、あるいは全体構想でお示しをしました拠点、軸、ゾーニングといったものを考慮しながら設定をしたというところがございます。

そして、44ページからは、それぞれの地域ごとに西部、東部、中央、兼山ということにな

りますが、それぞれの地区ごとに地域としての都市づくりの方針について具体的に記述をいたしております。これについても基本的には全体構想の内容を地域ごとに整理をしたということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上が全体のこの冊子についてのざっくりとした御説明になりますが、この原案をもちまして、7月から8月にかけて市内7カ所で地域別の懇談会を開催させていただきました。

主な意見として幾つか出てございますが、それら大きな本編を変更するということまでは至ってございませんので、また本編にもいずれも記述があるということで、その場で御回答させていただいたり、またそれぞれの地区での個別の御意見や御要望につきましては、その都度、関係課にお伝えさせていただいたというような形で懇談会でも審議をいたしたところでございます。

今後の予定でありますけれども、本日の市民委員会での御報告をいたしました後に、10月にパブリックコメントを行っていききたいというふうに思っております。あわせて岐阜県との協議を進めまして、できれば年内には都市計画審議会のほうに成案として市長から諮問させていただき、御答申をいただいた上で計画として確定をして公表していただくというような流れを考えていきたいというふうに思っております。

長くなりましたが、説明としては以上でございます。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○委員（川上文浩君） やはり都市計画道路の部分を見ても、整備を進めていくんですね、全部。じゃあ、整備を進めるのはいいんですけど、都市計画道路を今後、都市計画決定を廃止するなら廃止して、どこかで誰かがやないとこれは廃止できないですわ。いつまで、はっきり言わせてもらおうと、できもしない都市計画道路をずうっと都市計画決定をしておいて、規制をかけたままにしておくのかというのが今回でも見直しは一度もされていないんですね。これはちょっと問題じゃないかなと思うんですけれども、どうですか。

○都市計画課長（田上元一君） 冊子の25ページのところに、今の答えになるかどうかわかりませんが、都市計画道路の見直しということで現況させていただいております。今、川上委員おっしゃったように、都市計画論として必要な道路ということで都市計画決定をしたという経緯はございます。一方で、財政的な状況、それから地元の皆さんの御要望等々を勘案してなかなか進んでいないと、これも現状であります。そうしたときに、ではそのままにしておくのかということについては、いろんなところで御意見をいただいたのも確かです。ですので、この前の決算の質疑でも若干申し上げたんですけれども、国の方向としては、やはりそうしたものについてはしっかりと見直しについて検討していくというふうな御指示をいただいております。それは、例えば本当に廃止というような選択肢もございますし、これもちょっとお話ししましたが、いわゆる田舎のところでこんな太い道が要るのかみたいところで、若干幅員を広げたり狭めたりということもできるのかなと、そうしたことはしていけるのではないかなというふうに考えておりますので、我々のほうとしては、まだ具体的ではな

いですが、そうしたものの一つ一つの調査については、この都市計画マスタープランを定めるに当たって、若干なりとも資料として持っておりますので、来年度以降、そうしたものに着手をしていきたいというふうに思っています。よろしく申し上げます。

○委員（川上文浩君） 具体的にしなくちゃいけない。平成38年までの10年間の都市計画マスタープランですよね。土地利用に関してはいいと思うんですけども、やっぱり都市計画道路に関してここに見直すとうたってあるんだけど、1ページめくると、それぞれの都市計画道路の整備方針については、何ら一切見直しを検討するような内容になっていないですね、個別に全部見ても。整備を推進する、整備を推進すると全部書いてあるわけだから、前に言っていることと、10年間は何もしませんよと、見直しについてはと言っているように聞こえるんだけど、そこはやはり見直しを10年のうちに進めるということを書かないとダメだと思うし、これは前にも言ってしつこいようだけど、やっぱり不利益をこうむっている市民がいて、じゃあそれを外したときにどうしてくれるんだということにもなるんですよね、これ。

でも、可能性のない都市計画道路をいつまでもやりますやりますと言って、できもしない、担当者がかわって行って同じ説明をしていくでは、これは市民にとってはもたないですよね。市街地の都市計画道路については。それはやはり実際にもう協力している市民の方はたくさん見えるんじゃないですか。その人たちに対してどうやって説明するのかなということと、僕もよく聞かれると、例えばこの道路は100年たってもできないから、県道なんですけど、都市計画決定がされている広見宮前線だって、広見のまちの中にできるわけじゃないじゃないですか、あれ。どう考えたって可能性が少ない。県にしても、予定はありません予定はありませんと。予定っていつできるのかなというところで、非常にその辺のところは、実際にセツトバックしてうちを建てていてなぜできていないのとか、橋は何で歩道がないの。いや、これもう一個同じ橋ができるんです、広見橋は、都市計画道路ですからというふうに説明してあるんだけど、できる可能性はほぼないじゃないですか。そういうところは本当に正直に国も県も市町村もしっかりとしていかないと、人口が減って行って云々と言っているときに、本当に可能性がないのに、こういうふうに都市計画マスタープランの中に見直すとは書いてあるんだけど、実際に10年間でこの線を見直すなんてことは一言も書いていないというのは問題かなと思うんですけどね。

○建設部長（三好英隆君） 今、都市計画課長がお答えしましたように、25ページ、都市計画道路、川上委員が言われることも承知しております、確かに建物をつくるときに都市計画法の53条という制限をかけさせていただいて、建物も木造の2階建てとか、そういったものだけしか建てられませんよという形で、これは許可制度になっていますので、それは重々承知しておりますし、現実的に今も言ったように、次年度からいろんな調査とか御意見をいただきながら、次ページをめくっていただくと、推進・整備ということで言われることもよくわかるんですけど、実情的には今後実態的に事務方もそれは承知しておりますので、十分協議をさせていただいて、廃止すべきものは廃止する、縮小すべきものは縮小するということ

で対応させていただくということでよろしくお願ひいたします。

○委員（川上文浩君） しつこいようですが、何年度までに見直しするか、それを議論のテーブルに上げてもらって、議会にもちゃんと報告してもらって、何号線についてはこういうことで今協議が始まりましたとかと言っておいてと我々もわかりやすいですし、じゃあ本当にこの都市計画の道路は都市計画道路として残しておかなきゃいけないのかということも納得できるような、まず我々が納得しないと、市民の皆さんへの説明もできないと思うんですよね。だから、そのところはちゃんとしてほしいなというふうに思っていて、ここは僕は議員になって9年ですけど、よく聞かれます。これ、どうなるんですかどうなるんですかと。100年たっても無理ですよというふうには僕は言っている。ただ、予算がついて突然ということもあり得るとは思うんですけれども、じゃあ現状の中でその都市計画道路が、この路線は必要なのかどうかというのはやっぱりよく議論していかないといけないでしょうし、より現実的に考えると、市道25号線なんかでもそうなんですけれども、あの形状で都市計画道路だって、先っぽの交差点をどうやって改良するんですかという実際の話になるじゃないですか。旧国道248号線よりも優先して、入っていかなくちゃいけないときに、どう具体的に可能性があるのかとなると、非常にクエスチョンがついちゃうんで、そういうところはきちっと都市計画マスタープランの中でも僕はうたわれたほうがいいんじゃないかなというふうには思います。

○建設部長（三好英隆君） 済みません。また同じような御回答になっちゃいますけど、これは次年度以降、いろいろな調査をさせていただいて、そういった法的なものとか御意見をいただきながら今後検討ということで、前向きな回答には余りなっていませんと思っておりますけど、よろしくお願ひいたします。

○委員（川上文浩君） 私が思うのは、そういう話は耳に大分入っているんで、これをやる前にそれをやってほしかった。2年前ぐらいから都市計画道路の再検討というか、それを調査してほしかったなというふうに、平成27年から28年までのマスタープランに反映してほしかったというのは今も思っています。いかにも遅いんじゃないかと。そういう声が入ってないんじゃないんですけど、多分相当入っている。私からも大分言っているし。だと思っので、この都市計画マスタープランには反映してほしかったというのだけは言っておきます。

○委員（伊藤健二君） 今の都市計画道路との関連で、過去、都市計画を見直して、ここから先は都市計画を打っていたのを外しました、やめましたというやつは、記憶によるだけで二、三本あるような気がしますが、どんなのがありますか。

○都市計画課長（田上元一君） まだ10年たたないと思っておりますけれども、土田の富士ノ井線ですね。土田の東山の交差点からカヤバの北工場、あれは東山線ですが、もう1本、グリーンキャッスルのところからの都市計画道がございましたが、そちらについてはまだ10年たっていないと思っておりますが、外させていただいております。最近ではそれですね。

○委員（伊藤健二君） わかりました。それはそれでありありがとうございました。

別の件ですけど、土地利用の方向を出す上で、人口動態を可児市人口ビジョンを持ってき

てやって、人口ビジョンの統計と根拠は都市計画課長に聞くのは失礼な話かもしれないけど、ちょっとわかっていたら教えてほしいんですが、国立社会保障・人口問題研究所のデータは、もっとたくさん人口が減るんですよ。平成22年の国勢調査の結果をベースにして出している答え。可児市がその後出したのはもうちょっと減りの少ない人口なんだけど、これは実際問題として、平成27年の人口調査は反映されていないので、どちらも。その辺ではどういう違いとなって、影響は出ているんですかね。この土地利用の方向に。

○都市計画課長（田上元一君） 伊藤健二委員おっしゃったように、基本的な将来フレームの設定の人口の部分については、いわゆる昨年度策定しました人口ビジョンをそのまま持ってきているという理解で結構だと思います。なので、平成72年の8万人と同じ数字になってございますので、これは10ページになります。この数字をもとにとということになります。これも合計特殊出生率2.07はどうかみたいな話はいろんなところでありますが、我々としては総合政策、あるいは企画部局として、これが公に出た現在での将来推計ということですので、人口としてはこれを引っ張ってまいったということになります。

一方で、いろんな土地利用のフレームについては、これは都市計画の基礎調査でありますとか、県の調査等を勘案しながら出しておりますので、現状での住居系の用途については、もうほぼほぼ足りていると。しかし、商業系や工業系についてはまだまだ需要としてはあるよということで、そのフレームということで設定をさせていただいているというような状況でございます。

○委員（伊藤健二君） そうしますと、商業系、工業系、いろいろと要素があると思うんですけど、それは流れから見て予測もしやすいんですけど、住居系というのは、予測しがたい面があると私は思うんです。卑近な例を出しますと、土田の地域で、都市計画道路の土田広見線を横切っている、いわゆる23ページの図でいうと、都市的土地利用推進地という概念と、斜線の部分がありますね。要するに、今、農用農振地、農業を振興させるという目的で設定してあるけど、実際は虫食いになっていて、あちこちに家が建っていて、どう見ても耕作放棄地か家が建っていて、建ちかけか虫食い状態になっていて、その間を都市計画道路が今後通る予定ということでもう十何年たつ状態ですよ。

そうすると、ここは今後の考え方としては、都市的土地利用ということで概念はいっぱいあるみたいだけど、要するに、人が住んで、家を建てることも含めていいと。農地としての役割は後退するという考えですよ。でも、こういうところというのは限定的ですよ。特定の間所になっている。だから、この斜線の部分というのは、人口の増減とは余り予測は関係ない流れになっている。人がふえれば、商業や工業や何かについては、雇用の場を含めて拡大していくというのはそうなんですけど、今は農地だけど、そこは親戚縁者しか家は建ちませんよね、普通はね。一般論から行くと、除外をかけられるのは。だけれども、そういうところはどんどん建ってきているわけです。これを一遍にぼんと外して今度は多目的な利用ができるようにしようということは、簡単にいえば宅地化してしまえという方向になったということで、住宅供給の土地をさらに進めるという考え方に立っているということですよ。

ですか。

○都市計画課長（田上元一君） 実は、この都市的土地利用推進地というのを今年度ここに位置づけるように、昨年度1年間、総合戦略人口ビジョンというのをつくる中で、実際に可児市としても人口減少を食いとめる方策として、皆さんが住んでいただけるような場所って本当にどこなんだろうかと。それは現在の規制を度外視しながら、例えば駅に近い、幹線道路に近い、あるいは学校が近い、商業施設があるみたいなところで点数化をさせていただいた。これは現在の用途規制関係なしにです。点数化をさせていただいた中で、実はこのオレンジの斜線をやらせていただいたところは、ある意味では点数が高かった。いわゆる開発という言い方は適切かどうかわかりませんが、ポテンシャル、可能性が非常に高いところだったという位置づけがございます。ですが、現在の規制は、委員おっしゃるように農振農用地ですので、農地のままでありますので、我々のほうから農側のほうに食っていくというようなことは実は考えておりません。しかし、農側のほうで、現在は委員おっしゃったように虫食いの解除をされているということでありますので、そうしたものを若干ハードルを下げながら、我々のほうでも都市的なインフラをきちっと整備しながら誘導していくというような方向に行きたいということで、今回、都市的土地利用推進地という形でやっております。

ですので、じゃあ、ここをすぐ用途地域になるのかとか、そういうことは実は考えておりません。農側としても、ここはあくまで農の地域だという位置づけであります。しかし、解除というものを若干ハードルを下げることによって、都市的土地利用を誘導しておくというような形で整理をしているということであります。

それから、人口の関係でいいますと、可児市の人口が減っていくという中で、確かにどちらかというところ、団地なんかの用途地域が減る中でありますが、一方で、これは本文の中にも書かせていただきましたけれども、例えば可茂地域のほうからの受け皿としてどこが必要かというところ、こうした都市的土地利用推進地というものがあるのではないかなと。そうしたことも受け皿として御用意することによって、人口の減少に若干でも歯どめがかけられないかなというのが、これは総合戦略での議論とリンクしたような形で都市計画マスタープランでも位置づけをさせていただいたと、そんなような流れだというふうに理解しております。

○委員（高木将延君） 大変重要な計画だと思いますが、経過の中で地域懇談会、7月、8月の2カ月間で7カ所ということだと思うんですが、どれぐらいの方が参加したのかと、あと、これで地域の意見として果たして十分なのかというようなところをちょっとお聞かせください。

○都市計画課長（田上元一君） 今回、地域としては4区域に分けておりますが、開催としては7カ所で行わせていただいております。委員の方にも御出席いただいた方、ありがとうございます。全員で98名の方に御参加をいただいておりますので、平均十数名ということになるのかなというふうに思っております。

実は、懇談会の中でも、これからどういう形で意見を吸い上げていくのかというお話がございました。実は、これはまさにパブリックコメントという形になるかと思いますが、これ

で地域としての直接的な意見聴取が終わりましたので、今度はウェブ上のということで、パブリックコメントでの意見聴取という形になりますし、また決定手続ということであれば、市内部ではなしに、第三者も入れた都市計画審議会という形で、そこでお諮りをしてということになりますので、そうした中で整備をさせていただきますと、またきょういただいた意見や何かも当然ながら修正できるところは修正をして、パブリックコメントに入っていくと、そんな流れになるかなというふうに思っております。以上でございます。

○委員（高木将延君） もう1点、ごめんなさい。

地域懇談会のときにも私ちょっと話しさせてもらったんですけど、前は地域がもっと細分化され10区画ぐらいだったんですけど、今回4区画に分かれているということで、上位計画がそのようになっているというような御説明だったかと思うんですけど、今後、都市計画マスタープランの下に地区の計画を立てて、個々の事業計画になるのか、都市計画マスタープランから直接下は各事業の事業計画になるのかで、その辺の方向をちょっと教えてください。

○都市計画課長（田上元一君） 一番最初に申し上げたとおり、都市計画マスタープランについては、市町村の都市計画に関する基本的な方針というような法律の位置づけになってございますので、これはまさに基本計画ということでございますので、これから例えば地区ごとの計画というよりは、先ほど申し上げました3つの都市計画、土地利用の都市計画、都市施設の都市計画、都市計画上の都市計画を、この方針のもとにそれぞれ立案をしていくという流れですので、個別地域でのいわゆる具体的な計画というところまで落とし込んでいく予定はございません。以上です。

○委員（川上文浩君） 可児市議会では、都市計画マスタープランは議決事件に入っていないですね。しておけばよかったなと思うんですけども、それはともかく、やはり少しでも変わると、現状にここに今出していただいた都市計画マスタープランの内容は、変更があると結構大きく影響してくる部分もあるので、資料6にあって、大きい変更がある場合、必要に応じて報告するとありますけれども、軽微というか、変更する場合は、議会を必ず報告していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○都市計画課長（田上元一君） 実は、可児市の都市計画審議会は審議会条例をもって構成をいたしておりますが、唯一かどうかちょっとわかりませんが、審議会でも、これも法律上の位置づけではございますが、委員の方の中に市議会議員の方も入れようというのは恐らく都市計画審議会だけではないかと思っておりますが、4名の方に御参加をいただいております。当然ながら、そうした審議の中でも議会の意向というのもしっかりと反映ができるというふうに理解をいたしております。

先ほど川上委員の都市計画道路の見直しのお話でございまして、これからの調査云々ということをお知らせしましたが、平成26年度に都市計画道路の見直しに関する調査というのを実は行ってございます。これは同時に都市計画の基礎調査という県がいろんな人口も含めた都市の動向、この都市計画マスタープランのもととなる基礎調査なんですけど、そういうものを実は同時に行ってございます。その結果を受けまして、確かに記述的には推進推進が多ござ

いますが、実は来年度以降、変更に向けて、あるいは見直しに向けてという一つの我々としてのスケジュール感というのは持っておりますので、これからというよりは、ある程度それをもとに、来年度以降見直しに着手をしていくというふうに御理解をいただいて結構だと思います。

○委員（川上文浩君） それはわかるんだけど、それは公表される資料なんで、市民が見たら、ああこれはできるんだと思うでしょうということです。わかりますか。推進と書いてあれば、できるんだですね。見直すなんて一言も書いてないんだから、そこを言っているだけ。

○委員長（天羽良明君） ほかにございますか。

課長、私のほうから少し、今のやりとりで、ほぼこれを修正するという事は相当難しいから考えていないということで、パブリックコメントで、もし集中的に例えば都市計画道路の見直しとか廃止とかという御意見が多かったときには、どんなステップになっていくんでしょうか。

○都市計画課長（田上元一君） 当然ながら本編を左右するといえますか、今の御意見も当然左右すると私は感じておりますけれども、庁内的な手続というふうにもう一度戻さなくてはいけないというふうに考えております。庁内の委員会等、庁内でPTみたいなものをつくって、そこでたたいていただいておりますので、そこにお戻しをさせていただいて、その意見の中で修正すべきものがあるのかどうなのか。そして、参考とさせていただくものがあるのかどうなのか、それも反映をして、まずは庁内できちんと反映をする。そして、それを庁内の手続を経た後に、当然ながらさっき川上委員がおっしゃったように、議会への御報告も含めて、その後に都市計画審議会という流れになりますので、そうした流れを考えております。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） ほかにございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次の議題に入ります。

それでは、7番目の可見市かわまちづくり基本計画策定に関する報告についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○都市計画課長（田上元一君） それでは、続きまして、資料番号7のほうでございますが、かわまちづくり基本計画の策定状況ということで御説明を申し上げたいと思います。これにつきましても、平成28年6月の建設市民委員会で、こちらは今回は状況報告になりますが、6月の委員会でもさせていただきました。その後の状況報告について、今回も御報告をさせていただきたいと思います。

資料のほうはA4判1枚と、A3判のものということになってございます。A4のほうは6月とほぼほぼ変わっていないところですので、さらっと流させていただきたいと思います。資料の表面のところでございます。

改めてということですが、そもそもかわまちづくりとは何かということで整理をさせてい

ただいております。

今回の対象区域は下の図にあるとおりでありまして、木曽川左岸のおおむね今渡の公民館のあたりから土田の可児川下流域自然公園のあたりまでの地域ということになっております。御案内のとおり、この地域につきましては、木曽川左岸遊歩道友の会の皆さんが遊歩道を整備されたと。大変な活動をしていらっしゃるということがございます。

それから、そのほかにも多くの自然的、あるいは歴史的な資源にあふれているということで、さらに対岸にも美濃加茂市があるというようなことで、こうしたいろんな資源というのを生かしながら、総合戦略や観光グランドデザインでも位置づけております新たなにぎわいや人の流れを創出していくと。ここに住んでいる人たちも、それからここを訪れる人たちにも心地よいと思えるような空間をつくり出していこうというために計画を定めていこうとするものでありまして、国土交通省の支援制度というふうに御理解をいただきたいと思っております。

計画につきましては、当該市町村と河川管理者、これは国土交通省になりますが、それと地域の住民の方々が一体となって作成するというものでありまして、本市におきましても、可児市のかわまち協議会というものを設置して話し合いを進めているというところでございます。

計画に基づきまして、国土交通省よりかわまちづくり支援制度の登録をいただきますと何ができるかということですが、河川や水辺の利用、例えば占用とか、そうしたもののハードルが若干なりとも下がって、より簡易に、あるいは広範囲に河川での利用、水辺の利用というのが実現されるということになるというところでございます。表面についてはそんな感じでございます。

では、裏面のほうをお願いいたします。

ここでは、これまでの進捗状況ということで、それから基本構想、これは6月のときに若干お話ししたところですが、整理をさせていただいております。

今回、可児市のかわまちづくり基本計画は、都市計画マスタープランと同様ですが、平成27、28年の2カ年で策定をするということになっておりまして、昨年より関係者の皆さんとの懇談会とか、それから関係機関への聞き取り、そして子育て世代へのお母さんへのアンケートなどを経て、協議会において基本計画について御協議をいただいているという状況であります。これまで3回の協議会を開催いたしております。本年2月10日に第1回の協議会を開催いたしまして、まず可児市がかわまちづくりに取り組むことで良好なまちづくりを推進していこうということについての共通認識をいただいたのが第1回でございます。

そして、その後、市民アンケート等を行い、平成28年5月11日に第2回の協議会を開催して、基本構想についておおむねの合意をいただいたところであります。

2番目の四角のところ若干書いてございますが、可児市が目指すかわまちづくりということで、木曽川という大河がございますので、そうした大河が、清流といってもよろしいかと思っておりますが、まちや人の暮らしに安らぎや潤いを与えていると。そして、にぎわいをもたらしているということ、さらにかわまちづくりによりまして、自然であるとか人や空間、そ

うしたもののつながりがより一層もたらされるのではないかなということ、ちょっと観念的ではありますが、基本理念を「木曾川がつなぐ育む可児かわまちづくり～賑わいと潤いに満ちた「かわのほとり散歩道」～」として、基本方針を「自然とのつながり」「空間のつながり」「人のつながり」といたしたものであります。

平成28年8月2日に第3回の協議会を開催いたしまして、基本理念、基本方針を受けました実際の取り組みはどうしていくんだということの内容を御協議いただいて、取りまとめをさせていただいたところです。それがA3の資料ということになります。表面がいわゆる取り組みの体系図、それから裏面がそれぞれの取り組みを地域にこの場所という形で落とし込んだプロットしたものというふうに御理解をいただきたいと思います。

左の枠に今申し上げました基本理念、基本方針がありまして、そして、取り組みの方針、取り組みの名称、それから事業区分という形で整理をさせていただいております。

取り組みの方針ということで、5つ、協議会で御協議いただいて、整理をさせていただきました。「結ぶ」「集う」「味わう」「広める」「続ける」というキーワードであります。

まず「結ぶ」ということで、軸の整備を行うということ、まずは何を置いても木曾川の遊歩道の整備・充実ということ、今渡から土田までの遊歩道をしっかりと整備をしたいということ、それ以下5つの取り組みを「結ぶ」ということで整備をしていきたいということでもあります。

そして、「集う」ということで、拠点の整備、土田の多目的広場も含めてでありますけれども、交流拠点の整備なども含めて9つの取り組みを、いわゆるハードの整備を中心として優先的に進めていこうというのが「結ぶ」「集う」という部分というふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

それから次に、「味わう」「広める」「続ける」については、主にソフトな事業というふうに御理解をいただきたいと思いますが、それぞれ10の取り組みをハードの進捗に合わせまして、継続的に進めていこうというふうに考えております。

協議会の中では、24の取り組みだけではなくに、本当にたくさんいろんなアイデアとか御意見が出た中をそれぞれ協議会でお話しする中で、この24の取り組みに絞り込んできた、まとめ上げたというふうに御理解をいただきたいと思います。これらの24の取り組みにつきましては、可児市観光ランドデザインの中の7つの柱のうちの3つ目ですけれども、木曾川左岸鳩吹山周辺癒しの空間というのがございます。その戦略内容と足並みをそろえた内容となっているというふうに御理解いただきたいと思います。当然ながら、これらにつきましては、短期で集中的に取り組む事業もございまして、それから中期・長期で取り組む事業もございまして、それから、国ということで国土交通省がやっていただく事業もありますし、市が担う事業もあります。それから、住民の皆さんに担っていただくような事業もあります。役割分担、あるいはスケジュールなんかを明確にし、さらに実現性とか実効性、それから財政的な面もございまして、そうしたものもきちんと検証して、基本計画として最終的な案を平成28年9月27日の第4回の協議会のほうにお諮りをして、基本計画としてまとめていき

たいなというふうに現在としては考えております。

事務局といたしましては、第4回の協議会を受けまして基本計画を策定ということになりますが、同時並行で国、国土交通省のほうにかわまちづくり支援制度の登録申請を行いまして、年度内には登録の完了をいただきたいなと思っております、平成29年度からかわまちづくり基本計画に位置づけた事業のほうを具体的に展開していけないかなというふうに現在は考えております。

かわまちづくり基本計画については、途中経過といいますか、状況報告ということで説明のほうをさせていただいています。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○委員（亀谷 光君） それでは、課長、1つ質問です。

夢空間事業というのは御存じですか。以前設定されていた木曾川の、昔でいうと4市1町の木曾川を中心にした県を挟んだ夢空間事業というのは聞いたことがありますか。ありませんか。10年ほど前まで進めていたんですが、最近、これを各市町村で川に親しむ事業は進めているんですけども、それを統合した形で、簡単に言うと、ライン下りがずうっとありましたね。この可児沿線に関係する、いわば港ですわ。うちのほうは、昔から有名な大脇湊があるんですけども、その関係で、その辺のことは今のかわまちづくり基本計画の関係と、国の、あるいは4市1町の関係の県との整合性という議論というのはあるんですか、ないんですか。

○都市計画課長（田上元一君） 申しわけございません。今の夢空間の話は私のほうは初めてお聞きをさせていただきますが、協議会のほうには、県の関係ということで、可茂土木事務所のほうから副所長には御参加をいただいております。さらには、関係ということで、対岸の美濃加茂市のほうも建設部長に御参加をいただいているということで、それぞれが持っている計画とか事業についてのエッセンスはここの中に反映しているというふうに私としては理解をいたしております。

○委員（亀谷 光君） わかりました。

それからもう1点は、木曾川を下ると可児川に、今の湯の華アイランドがありますが、あの川に橋をかけるというか、つり橋の件についてはちらっと聞くんですけど、これはどの程度、どのような状況なんですか。

○都市計画課長（田上元一君） 取り組みの一番上から3つ目、3番のところですが、人道橋の設置ということで、これは計画のほうに位置づけをさせていただいております。ちょうどそれは委員御指摘の、可児市のKルートというのがございますが、Kルートが一番最後のところが国道41号線に出ちゃっているということで、何とかそれを土田の中を通していかないかということでいろいろと議論した中で、そうすると、やはり可児川に橋をかけて中を通らせるようなルートが適当ではないかなということで、これもかなり協議会の中で議論させていただいて、まだまだ財政的な裏づけとか、そういうものについてはこれから詰めなくて

はいけないところでありますが、まさに観光グランドデザインの肝でございますKルート、それから我々でいえば遊歩道ということで、それを通すためにも人道橋というのは必要であるということで、計画大きな取り組みの一つとして位置づけをさせていただいております。以上でございます。

○委員（高木将延君） 今、湯の華アイランドの話もちょっと出たものですから、湯の華アイランドのほうが可児川のほうにおけるような形の方向性で事業展開を考えられているというふうにちょっと聞いたんですけど、ちょうどこの地図でいうと人道橋のほうにということなんだとは思いますが、そのあたりとの整合というか、どうなっていくのかなど。そうした場合に終着が完全に湯の華アイランドの真ん中を通るような形になってくるのではないかなということも思ったのですが、何か情報があれば。

○都市計画課長（田上元一君） その情報は直接的にはお聞きをいたしておりません。当然ながら民間の事業としてやっていらっしゃる場所ですので、その施設の調整というのは必要になるかと思っております。

湯の華アイランドという固有名詞を出して申しわけないですけど、可児川下流域の自然公園に行くためにはどこかを通らなくてはというのは間違いないですし、Kルートとしてはそこまでは行きたいという思いもございますので、そういう意味では、当然湯の華アイランドの呉本社長は、実は協議会のメンバーでもございますので、そちらは調整を図りながらということではと思います。我々としては、この計画そのものはこれで一つの完成を見るわけですが、じゃあこれを進行管理をしていくのかというあたりで、できたら協議会を進行管理のための組織というような形にできないか。これはまだ試案ですけども、それもどのように進めるかということも第4回の協議会のほうでお諮りをしていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○委員（川上文浩君） 今の話になると、利害関係者が審議会の委員になって大丈夫ですか。

○都市計画課長（田上元一君） 呉本会長については、可児市観光協会の会長という肩書で出ていただいておりますので、決して利害関係というふうには我々としては理解をしております。

○委員（川上文浩君） 可児市観光協会だけど、実際は経営者じゃないですか。利害関係者じゃないというのはおかしいんじゃないの。個人の利害関係者じゃないですか。

このところは慎重にやらないと、本当におかしなことになりますよ。

○建設部長（三好英隆君） 今の御指摘、今後いろんなところでそういった面を見て、事務局のほうでいろいろ考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員（川上文浩君） それと、多目的広場のことは大体わかっているので、全体でどのぐらいの予算規模になるんですか。大体概算でどれぐらいになるのか。できていないならできていないでいいんだけど、大体どれぐらいの規模を予定して進めていくのかなど。

○都市計画課長（田上元一君） いわゆるかわまち事業そのものには事業としての支援制度、いわゆる補助メニューというのがございませませんが、なかなか見ただけでも大きな仕事ですの

で、何とか国の制度を使えないかということで、都市再生整備、いわゆるまちづくり交付金にのせられないかということで、今、県を通じて国のほうとお話をしているという状況ですが、ハードを中心とした事業については約6億円ぐらいのベースで考えていきたいなという形で今国のほうと御調整をさせていただいているという状況であります。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

続きましては、議題3としまして、報告事項に入りますので、暫時休憩をとらせていただきます。

休憩 午後1時50分

再開 午後1時50分

○委員長（天羽良明君） 暫時休憩を終わります。

続きまして、報告事項を議題といたします。

1番、可児駅東西自由通路の着工についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市整備課長（佐合清吾君） 委員会資料は8番をごらんください。

可児駅東西自由通路整備事業につきまして御報告申し上げます。

平成27年度より東西自由通路整備事業に着手いたしまして、平成30年3月末をめどにただいま進めておりますが、実施設計が終わりまして、平成28年11月に着工する予定となりました。

資料のイメージ図を見ていただきますと、一番上のイメージ図でございますが、これは東側から見た絵でございますが、JR可児駅と名鉄新可児駅の間に自由通路を設けるということでございます。この概要につきましては、平成27年と平成28年の建設市民委員会のほうでも既に説明はさせていただいておりますけれども、内容といたしましては、ラチ内通路と自由通路というふうに2つになっております。ラチ内というのは、改札をくぐってから使えるプラットホームを行き来する通路でございますが、これが自由通路と一体施工という形で1つの建物の中に、壁では分かれておりますけれども、そういう形のものをつくるということでございます。構造といたしましては、鉄骨造の2階建てでございます。幅はそれぞれ2メートルでございます。延長といたしましては40メートルほどでございます。

この通路には、エレベーターを東西1基ずつ、合わせて2基でございますけど設置いたしまして、ラチ内からも使えますし、自由通路からも使えるという2方向出入口仕様のエレベーターをそれぞれつけるというような予定でございます。

事業費につきましては6億5,720万4,000円を予定いたしておまして、この事業につきましては、全てJR東海の委託というふうになってございます。

なお、自由通路を供用開始いたしますと、ただいまあります地下道と北側でございます今

広踏切については閉鎖するというので、平成30年4月から閉鎖に入ってくるということでございます。

なお、裏面を見ていただけますと、今の可児駅前のロータリーの絵が少し描いてございます。これも前に御説明させていただいてはおりますけれども、赤色に塗ってありますところが自由通路、この工事をやるために必要なスペースということで、ここの部分については仮囲いをいたします。これが11月から仮囲いに入ってくるということでございまして、ただいまピンクとかに塗られておるところでございます。東口のロータリーでございますけど、ここについては仮のロータリーが完成しております。

なお、西口のほうのロータリーにつきましてはほとんどなくなってしまいますけど、この工事に先立ちまして、事前に撤去しておかないかんとところもございまして、これについては11月に撤去工事をして、仮囲いに入るといふふうに予定をいたしております。

なお、青い点線がございまして、これにつきましては、駅利用者等の動線を書いてございますけど、特に可児駅と名鉄新可児駅を結ぶところに仮設のヤードができますので、少し大回りになるかなという動線でございます。地下道と国際交流センタープレビアの横にある駐輪場への動線については今までどおりで使えるというようなことになっております。この状況が平成28年11月から平成30年3月ごろまではこのような使い方とさせていただきます。その後、一度開放いたしまして、今度は西口と東口の駅広場の工事を平成30年度に予定しておるといふことでございますので、御報告させていただきます。以上です。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

○委員（川上文浩君） 地下道は埋めちゃうのか、どういった形で閉鎖するのか、教えてください。

○都市整備課長（佐合清吾君） 地下道につきましては、現状のものをそのまま残しまして、中に充填するというような形で処理するということになっております。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次の議題に移ります。

続きまして、2番、（仮）可児・御嵩IC周辺土地区画整理事業についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○建設部長（三好英隆君） これは私のほうから説明をさせていただきます。

（仮）可児・御嵩IC周辺土地区画整理事業につきましては、平成28年6月の委員会のほうで概要説明とか、今後の状況を説明させていただいたところがございますけど、簡単に概要を説明しますと、施行予定の区域につきましては、可児市の柿田、淵之上、平貝戸、それから御嵩町の顔戸の一部ということで約20ヘクタールを含むのが今回の事業エリアでございます。

事業実施につきましては、地権者の方が組合を立ち上げて事業を実施するという事です。

関係権利者の方につきましては約86名ということでございます。今回、可児市の土地区画整理事業助成要綱に基づきまして、地権者の方から組合設置までの調査、測量、設計、そういったものを助成してくださいよということが出てきまして、6月に助成をしますという回答させていただきました。

それで、6月の委員会のときに調査費、例えば今のボーリング調査、亜炭鉱の調査とか埋蔵文化財の調査とか、区画整理に伴う概要の業務を9月議会に上程させていただきますという御説明をしたんですけど、その後、いろいろ関係機関と協議とか調査をしたところ、相当まだ調査不足というところがございまして、今回の9月の補正はちょっと見送らせていただいたというのが御報告でございました。

私たちの事務方のほうの、その辺の調査不足とか協議不足ということで大変申しわけなかったと思います。

今後につきましては、まだ要綱の技術援助につきましては継続でございますので、組合設立までは同じように技術援助、経費的なものについては援助をさせていただくということが1つと、その調査とか、今まで協議をした結果、いろいろ詰めさせていただくところがございまして、それが整い次第、早期に予算計上させていただきたいということで、ここに御報告を申し上げます。

今後ともよろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○委員（亀谷 光君） 今、部長がずうっと説明されたんですけど、とりあえずそういうことですが、アバウトにこんなような計画というものはないんですか。口頭で言えるものはありませんか。今とりあえずそういうふうで延期になったんだけれどもということで今話を聞いたんですが、その後の動きは。

○建設部長（三好英隆君） 先ほど都市計画マスタープランの中にも、インターチェンジ付近は商業的土地利用ということは、これは可児市の全体的なまちづくり、都市計画、土地利用の方針、これは大前提でございまして、市としてもそれに向かって今後観光経済部等と連携しながら、今後の土地利用を考えさせていただきたいと思っております。

今回の事業につきましては、区画整理を立ち上げるというのが主な事業ではございません。その後の土地利用をどうするかというのが重きにありますので、その辺は今後いろんなところで調整、協議をさせていただきながら、具体的に進めさせていただきたいと思っております。今の段階はこういう形で御返答させていただきます。以上でございます。

○委員（伊藤健二君） つかぬことを聞きますけど、このバイパスは、高速道路をつくるときは道路敷地の下は亜炭鉱問題があつて、40億円ぐらいかけて全部埋めてしまったということであそこはかちんかちんで大丈夫だけど、御嵩町区域及びそこから瀬田にかけて、この辺は陥没の報告、その他の問題については状況把握はされていますか。それも含めて方針がはっきりしていれば教えてください。

○都市整備課長（佐合清吾君） 今御指摘ありましたとおり、東海環状道路のインターチェンジをつくる時にかなりのお金をかけて充填事業をやられたということで、これは皆さん御存じのとおりでございます。それに先立ちまして、国のほうでボーリング調査を何カ所かやっております、データ等も私どものほうも持っておりますし、また御嵩町のほうがまた特別な事業を進めてやっておりますので、そういうようなデータ等も私どものほうでいただいております。

あと、既存のボーリングデータ等もございますので、そこら辺をいろいろ調査いたしまして検討いたしますと、30メートルよりは深いところに多分亜炭鉱があったとしても、そのくらいの位置にここの辺の地域はあるのではないかと推測できるようなボーリングデータでございました。余り御嵩町さんのような本当に浅いところにあるというところは、このエリアの中ではないというふうに推測できるデータは一応は持っておりますけど、先ほども予算的な話で大変申しわけなかったんですけど、そういうところも最終的にはチェックが必要になるので、そういう調査も実際やる時には必要になるかなというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件については終了いたします。

ここで10分間の休憩をとらせていただきます。お願いいたします。

休憩 午後2時03分

再開 午後2時10分

○委員長（天羽良明君） それでは、始めさせていただきたいと思いますが、まず先立ちまして、川上委員よりお願いいたします。

○委員（川上文浩君） ちょっと発言の訂正をしたいと。午前中のここの話の中で、就業規則についてですけれども、企業は義務づけられていると言いましたが、それはちょっと間違いで、企業、個人にかかわらず、従業員が10人以上のところは義務づけられている。10人以下のところは、あったほうがいいんですけども、つくらなくちゃいけないという義務規定はないと、法律はないということで訂正させていただきます。

○委員長（天羽良明君） 訂正を認めます。

続きまして、3番、企業等の進出状況についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） それでは、資料の10に基づきまして、現在の企業の進出状況等について、現在の状況について御説明します。

まず、平成28年度、本年度の操業開始の事業所ですが、メトーカケフ株式会社、これは昨年度、二野工業団地において第1工場が操業開始いたしました。続いて本年度、第2工場が12月末に操業開始を予定しております。新規雇用等の詳細についてはまだ未定ということ

でございます。

それから2番目として、大王製紙株式会社と。こちらはキッチン用品等を生産する市内の主要な企業ですが、こちらの新設備を拡充し、9月より稼働ということで、これに係る新規雇用の人数は8名ということでございます。

それから3番目としまして、名古屋発條工業株式会社、これは可児工業団地の中の中日本ダイカスト工業の跡地に入ってきておる会社ですが、本年度操業開始予定ということで現在進めております。自動車の部品等のスプリングなどをつくっている会社でございます。

2番目としまして、平成28年度、今年度の新規進出事業所ということですが、こちらの可児市のほうでは、大きく工業団地として、可児柿田流通・工業団地、それから二野工業団地がございますが、柿田の工業団地のほうでは大きく3区画が今現在残っておりますが、現在、2社の企業と進出交渉を行っている状況でございます。

それから、二野工業団地は大きく2区画が残っております。愛知県、それから県内等の企業からも問い合わせが多数ございますが、進出交渉までにはちょっと至っておりません。

それから、平成29年度の操業開始予定ということで、二野工業団地にある日特スパークテック東濃ですが、工場内でプラグ工場の材料棟を新設するというので、今年9月1日より着工と。予定としては平成29年9月の操業予定をしております。

引き続きもう1点、きょうチラシをお手元に置かせていただきました。6月の総務企画委員会のほうで御説明を若干しまして、平成28年7月1日から8月26日にかけて、市内の飲食店に募集をかけまして、可児市らしさのあるようなランチ、カフェメニューをつくってほしい、どうですかということで声をかけさせていただいて出てきましたところでございます。16店舗、22メニューが集まりまして、10月1日から11月30日にかけて各店舗で食べていただいて、食べたメニューに可児市らしさがあると思えば、そこで投票用紙に投票していただくというような形のコンテストを考えております。

平成28年9月15日の広報、それからホームページ等でも載せさせていただいて、「かにさんくらぶ」等でも掲載をしていく予定でございます。ぜひ議員の皆さんにも、食べて、回っていただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

○委員（川上文浩君） まず1点目なんですけど、これはよく聞かれる。個人の情報なんで把握していなかったら結構です。メトーカケフさんが移転した後の跡地というのは、何か市への相談とか、そういうのはあるわけですか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） メトーカケフの跡地というのは、どこですか。

○委員（川上文浩君） 下恵土です。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 下恵土ですね。詳しく聞いていません。

○委員（川上文浩君） 質疑といたしますか、これをきょう見させてもらって、やられることは非常にいいと思うんですけども、裏面の写真とかデザイン面で、さすがにちょっと……。例えば私が発行した場合に、このチラシの写真とかデザイン、いかにもお粗末といたしますか、

おいしく見えないというか、どうせつくるならもう少し工夫をしてやられたらよかったんじゃないかなと。せめて「かにさんくらぶ」や「チャット」といったところがよく出していますでしょう。それぐらいのところまで行けとは言わないけど、もうちょっとおいしそうな写真を使うとか、色使いを考えるとかされたほうがよかったのかなと思うので、今後もし検討されるときは、もう少しおいしく見えるというか、可児市すごいねというような、センスがきらっと光るようなものにしていただけるとより効果が上がるんじゃないかなと思っておりますので、これは聞くところによると、提供された写真はお店からの写真だということではあるんですけども、やられるんならもう少し考えられたらどうかなというふうに思いました。これは感想です。質疑ではありません。今後もし続けられるようでしたら、もう少しちょっと工夫をしてもらえると、お金はかからないと思いますし、広報があるので、広報に頼んで写真を撮ってきてもらうとか、議会も議会だよりは全部自分たちで撮りにいったりしますけれども、せっかく広報課があるので、あそこへ頼んで、もうちょっとセンスのいい写真を出してもらうとか、そういうこともできたんじゃないかなというふうには思います。せっかくつくったのにけちをつけるようで申しわけありませんが、もう少し何とかなるんじゃないかなと思いました。以上です。

○委員（亀谷 光君） 通常は、こういう広告会社が写真を撮って、校正やデザインをやるんだけど、これはどこでどうされたんですか。普通これをやるには、川上委員がおっしゃったように、お店で提供された写真ですか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 先ほど川上委員がおっしゃられたように、お店で提供された写真で、提供がない場合はこちらで撮ってというようなこともあります。一応提供された写真のクリエイティブさによるというか、画質の鮮明さによって多少違ったりとかというのは正直感じは出ております。

このチラシの経費には、写真はこちらで提供するというような経費でのチラシの作成委託になっています。

○委員（伊藤健二君） 企業の進出状況というやつでもいいですか。

先ほどプラグ工場とあったんだけど、日特スパークテックのやつはスパークプラグのことやね。その材料棟をつくったというんだけど、1年かけてつくる材料棟のサイズというか、金額的なあれはわかりますか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 金額的なものにつきましては、これから平成29年度に向けてのものなので、ちょっと把握はしておりません。

○委員（伊藤健二君） 全くわからない。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） これに関しましては。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次の議題に移ります。

続きまして、観光グランドデザインの進捗状況についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○観光交流課長（坪内 豊君） お手元の資料番号11の観光グランドデザイン本編、こちらのほうで説明をさせていただきます。

こちらのページをめくっていただきまして、25ページ、後ろのほうの年次計画のところで御説明をさせていただきます。

じゃあ、1つずつ説明させていただきます。

1番目の美濃桃山陶の聖地でございます。ソフトの部分におきましては、平成27年度からずうっと線が続いておりますけれども、「随縁に集う」。こちらは昨年4回行いまして、83名の方に御参加いただきました。こちらにつきましては、今年度、加藤孝造先生らをゲストに迎えまして、平成28年10月に開催する予定でございます。

かに窯めぐりは、昨年4回行いまして、55名の方に参加いただきました。これを今年度につきましては平成28年6月に既に3回開催しておりまして、また季節がよくなります11月ぐらいをめぐにもう一度開催を予定しております。

それから、小・中学校お茶講習会につきましては、昨年度6校、今年度は8校という状況でございます。それから、ホームページ映像作成とありますけれども、どちらにつきましても4月からアップしている状況でございます。今後につきましては、大窯プロジェクトとかガイドボランティア、こちらのほうの養成に取り組んでいきたいというふうに考えております。

ハードの部分につきましては、旧荒川豊蔵邸及び周辺の整備が今進んでいるという状況でございます。

次の戦国城跡めぐりにつきましては、昨年度、美濃金山城跡の講演会とか、そういったPRを行いました。これは昇太師匠とかにおいでいただきました。

その一方で、美濃金山城お守り隊の結成とか、そういった活動の始まり、それから久々利城跡城守隊のほうの結成、活動が始まっているという状況。本年度から事業のほうの本格化をさせておりまして、平成28年度欄にございますとおり、戦国戦体験、これはチャンバラです。こちらは現在までのところで15回開催を行いまして2,948人、これは延べ人数ですが、約3,000人の方の参加をいただいているという状況でございます。

それから、その下の人材育成ワークショップ、こちらのほうも開催をいたしまして、市民の企画と出演をいただいた動画を作成しまして発信をしている状況でございます。これは始まったところです。

それからプロモーション動画、ホームページにつきましては、これも現在アップしている状況でございます。

それから、活動団体の結成・活動とありますけれども、山城協議会の加入団体がそれぞれ環境整備とかガイドとか、そういった活動を行っていただいております。

それから、山城フェスティバルの開催というふうにありますけれども、これはタイトルが「山城に行こう」というタイトルになりまして、これは平成28年10月8日、9日で開催の予

定でございます。

次に、次のページのハード面につきましては、平成28年度の拠点施設整備というふうにありますけれども、これは兼山のいきいきプラザ内に山城協議会の活動拠点を設けさせていただいております。

それからその下、久々利、大森、土田城等々と書いてありますけれども、こういったところの境界調査とかを進めるとともに、地元の方々とお話をしながら進めていきたいということで、今ちょっと大森のほうをいろいろとお話ししているところでございます。

それから3番目の木曾川左岸・鳩吹山周辺癒しの空間につきましては、先般お話があったと思いますけれども、かわまちづくり基本計画のほうと連動いたしまして、かわまちづくり協議会により今検討されているところでございます。

今年度、冒険遊び場、工作教室の調査・研究とありますが、こういったことを地域の活動団体とともに研究していきたいというふうに考えております。

その下のハードの部分につきましては、土田渡多目的広場、こちらのほうの整備ということになります。

4番目の可児駅前の賑わい空間につきましては、こちらは施設整備ですね。「可児駅前“子育て・健康・にぎわい空間”施設」整備にあわせまして、ソフトの運営体制を整えていくというような準備をしているところでございます。

次の27ページになります。

花フェスタ記念公園、これは昨年度、花フェスタ2015がございましたが、その後につきましても無料感謝デーとか、春と秋のバラ祭り、こちらのほうは少しですが県のほうも力を入れていただくようになりましたので、そういったところに連携しながら、連携イベントを行ったりとか、そんなことを進めているところでございます。

それから、ハードにつきましては、通年型施設への要望というふうにありますけれども、これは県の都市公園活性化懇談会という会が催されておりますけれども、そちらの中で今協議されていることでございます。

それから、その下の可児市観光PRブースの設置というふうにありますけれども、こちらは春のバラ祭りにあわせまして、可児市観光協会のほうでオープンさせたところでございます。ランドデザインに掲げます7つの地域資源をPRしている、そういったブースでございます。

それから、アレーリアにつきましては、イギリスの劇場のほうとの演劇の共同制作と公演を進めていると。そういったことを行う一方、市民によるたくさんのにぎわいイベントが行われているという状況でございます。例えば平成28年10月29日には、JCによりまして、秋祭りがまた開催されるというようなことで、市としても側面から応援をしているという状況でございます。

それから最後にゴルフツーリズムですけれども、これは御案内のとおり、ゴルフ協会によりましてゴルフパラダイス可児が始まったというところでございます。

そういった形で、全体としましては、実質は昨年3月末に策定いたしまして、4月から始まっていたものもありますけれども、本格化し出して、こういうような状況ということで報告させていただきます。

あと、お手元の資料の中で、可児市の乱というのは、平成28年4月からやっているチャンバラを含めた山城PRとか、そういったこと、それから活動する方の募集を兼ねて行っているというものでございますし、10月の8・9日に行われます山城に行こうというチラシも入れさせていただきましたが、これは大きくは4つのミッションによって成り立っております。

中をめぐっていただきますと、1つ目のミッション1というのがありまして、こちらは「偵察」というふうにあるんですけども、今と大森の両城を一つのセットにするということ。それから、美濃金山城を見るという、これを中井先生、加藤先生のお2人の解説で行くというようなものでございます。100名の定員のところで、先週末ですので今はもっとふえておりますけれども、上の今城、大森城は、120名の方の応募をいただいております。それからその下のほう、美濃金山城、これは昨年やったのは少し少ないんですが51名の方で、その下のミッション2というのは「宴」ということで、こちらは文化創造センター a 1 a のほうで親密にお話をしていきたいと思いますというふうなことになるんですけども、こちらもう既に締め切っておりますが、100名の方に既に応募をいただいているという状況でございます。

それから、ミッション3としまして「城攻」、これは久々利城を春風亭昇太師匠らと攻めるというふうなことで、地元の方々がそれを守るというふうな、そういった仕掛けでございます。これは100名の定員に対しまして、先週末ですが201名の方の応募をいただいております。

それから、ミッション4としましては「評定」ということで、春風亭昇太師匠ら5名の方の城のお話をさせていただいたりとか、こちらのほうではお城のさまざまな活動団体の方々に日ごろの活動状況をお話いただくというふうな、地域の活動状況の発表の場も一緒に設けております。

あと、裏をごらんいただきますと、ここでは入り口の部分というふうによく言っておりますけれども、チャンバラ合戦も行いますし、あと同盟というところで、東美濃の城が集結というふうなことで、今回は例えば苗木とか岩村とか、そういった活動をしている市民団体の皆さんが皆集まりまして、それぞれの活動を発表していただくと、そんなようなことも複合的に行うものでございます。

次に、「随縁に集う」という第2回目のものなんですけれども、こちらのチラシになりますけれども、これは10月13・14日で行いまして、これは花フェスタ記念公園の茶室になります。こちらは加藤孝造先生らをお招きしましてというふうなことになります。内容としましては、ガーデンパーティーとか呈茶とか、そういったものの組み合わせということで、基本は昨年度と同じような形になります。

あと最後に、ホームページの紹介をさせていただきたいと思っておりますけれども、美濃桃山陶

の聖地可児というホームページですね。それから、「可児市の乱」というふうに検索していただくとお出るんですけども、こちらのほうのホームページも2本が今立ち上がりまして、いろんな様子をお伝えしているというようなものでございます。以上です。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） 質疑ではないんですが、ちょっとだけお尋ねします。

絵が載っています。この丸い挿絵のような絵の中と四角い中に描いてあるこの絵は全くの夢物語なのか、それとも今城の場合だと復元したのはほとんど史実に基づきつつ一部手を加えてつくったものがありますけど、これはイラストというか、誰かが描いたものですか。ちょっと正確的なレベルを教えてください。

○観光交流課長（坪内 豊君） ここにございますけれど、その下の香川元太郎さんという方がお見えになるんですが、イラストレーターの方なんですが、こういった方々らによって、この方だけじゃないんですけども、推測の部分というのは大きいと思うんですけども、そういったもので描いていただいているというものでございます。

○委員（渡辺仁美君） 平成28年10月8・9日のイベントの4つ目、評定というのは会議という意味でしょうか、古い意味の言葉的には。

それで、以前文化創造センター a 1 a でおやりになった落語家の方と、たしか大学の先生とで、すごい人数が入って、とてもいいシンポジウムだったと思うんですけど、それと同じような形なのでしょうか。

○観光交流課長（坪内 豊君） 評定の正確な意味は、済みません、ちょっと間違えそうな気がしますのであれとしまして、今おっしゃったように、昨年度行いました皆さんでお城についていろいろ解説をしていただいたりとか、そういうようなものになります。それにプラスして、先ほどお話ししました地域の活動団体の皆さんの発表も合わせると、そういうような企画でございます。

○委員長（天羽良明君） ほかにございますか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

続きまして、「住みごこち一番・可児」に向けた企業登録及び協定制度について、要綱についての説明をお願いいたしたいと思っております。

○観光経済部長（牛江 宏君） 午前中の協議のときには少し資料不足ということで私どもからのお話が十分お伝えできなかった部分、それから判断材料として不足していた部分についてはおわび申し上げたいと思っております。

今回、まだ案という状態ではございますが、お手元のほうに住みごこち一番・可児に向けた企業登録及び協定制度実施要綱（案）と、それに伴います、これは実際事業所のほうから提出していただきます登録のときの判断材料とさせていただくチェックシートに近い形なんですけれども、その資料がお渡ししてございます。

要綱につきましては、これは定義であったり、手続であったりということですので、午前中のお話でいく大きな判断材料とするものについては別添の様式のチェックシートのようなものになるかと思えます。

お手元にお届けしてから、きょうのきょうですので、少しそこは詳しく説明をさせていただいた後に、また御意見をいただければと思います。

なお、今回10月という形で1つスケジュールを出させていただいて、うちのほうがそれによりうまくタイミングを合わせながら資料提供してやっていたことについては、ちょっと不手際があったと思いますけれども、その辺を御理解いただきまして、よろしくお願いたします。

説明のほうは課長からさせていただきます。

○**経済政策課長（渡辺勝彦君）** それでは、お手元にお配りいたしました住みごこち一番・可児に向けた企業登録及び協定制度実施要綱について御説明します。

まず第1条として、目的ということで、午前中にもいろいろ趣旨について御説明いたしましたが、市が従業員の働きやすい職場づくりや地域活動についての取り組みを積極的に行う企業などの登録を行って、その取り組みの推進を図るということで、市民が安心して働ける場を創出し、かつ企業等の安定的な維持、または発展を支えることによって活力ある地域経済づくりに寄与するということを目的として進めたいということでございます。

第2条として、登録基準、登録の対象となる企業等については、市内に事業所を有すること。常時従業員を雇用して事業活動を行っているということが条件となります。官公庁であるとか政治団体とか、(1)から(7)に属するようなものは除きますよということにしております。

それから、第3条として、登録の届け出ということで、登録を受けようとする企業については、添付しております様式1号にかがみをつけて、市長に提出するというので、届け出の仕方については、郵送であったり持参であったりファクスであったりというような形をとっております。

登録の届け出が出されたら、第4条として、登録の決定ということで登録の可否を決定して、企業登録証の通知書を届出者に通知すると。

市長は、届出者に対して登録証を交付すると。

それから、第3項として、3年間というような取り決めをしております。

1枚めくっていただきまして、第5条ですが、登録を受けたほうの責務ということで4つの項目、午前中に御説明しましたが、働きやすい職場、子育て支援、介護支援、地域活動支援に積極的に取り組むことに努めるということでございます。

登録者の特典としては、第6条として、市のホームページや広報による広報、市が実施する企業と学生とのマッチングの機会の優先的参加、公共職業安定所（ハローワーク）に登録者に関する情報提供、入札参加の加点、プロポーザルの評価の加点、金融機関のローン優遇、登録者の研修会、勉強会での講師の派遣、その他市長が必要と認めることというような8項

目を上げております。

第7条として、報告及び要請ということで、市長は、登録した者について、必要な事項について報告を求めることができると。登録基準を満たしていないと認めるときは、満たすように要請することができるということを定めております。

第8条として、変更の届け出ということで、登録者は、内容に変更があったときに変更届を出すという形にしております。

第9条では、登録の取り消しということで、登録を取り消すとき、1項については、みずから取り消すときは廃止届を出す。

2項では、登録者が次のページにある(1)から(4)に該当するときには、登録の取り消しをして通知するという形をとっております。それは登録の基準を満たさなくなったときとか、法令に違反する。届出書そのものに虚偽の記載があったとき。4項としては、その他適当でないと認めたときという4つの項目になります。

第10条としまして、協定の締結ということで、登録者の中で優良であって、他の模範になる登録者と協定を結ぶことができるということで、2項では、結ぶに当たっては、アドバイザーの意見を求めることができる。また、協定の締結についても3年間ということを第10条で定めております。

第11条では、協定締結者の特典ということで、協定の締結者は、登録に加えて、市のホームページや広報での模範となる取り組みの掲載であるとか、広報番組での掲載、それから東京事務所や東京の移住・交流センターへの紹介といったようなことが上げております。

最後の12条ですが、協定締結に当たって、支援アドバイザーを置くことができると定めておきまして、アドバイザーは社会保険労務士の資格を持つ者から市長が定めるというようなことで、全部で12条の要綱に基づいて要綱は成り立っております、様式としましては、別表で、共通項目とさっきの4つの分野の項目と分けて整理しております。

共通項目としましては、まず1つ目として、働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスへの取り組みが企業にとって必要であるという認識に立っているかということで、この制度そのものに賛同しているかどうかというような問いかけでございます。

それから2つ目としては、就業規則を整備していること。

それから3つ目は、次世代育成支援対策推進法第12条では、従業員101人以上であるときは行動計画は策定が義務づけられておりますので、それがあつかいというようなことを共通の項目にしております。この共通項目は必須というような扱いにしております。

それから、4つの分野では、働きやすい職場として、1つ目は、残業が少ない職場環境、2つ目としては、年次有給休暇がとりやすい環境、3つ目としては、悩みや相談、そうした窓口がちゃんとつくってあるかということです。

子育て支援の項目におきましては、育児休暇・休業がとりやすい職場環境であるか。

5番目として、出産・育児後の職場の復帰しやすい環境であるか。

6番目として、子育て中の従業員に子育てしやすい職場環境であるかということをして上げて

おります。

介護支援におきましては、介護休暇・休業がとりやすい職場環境かどうか。

また、介護休業後の職場復帰がしやすい職場環境かどうか。

9つ目として、介護と仕事の両立がしやすい職場環境かどうかということを上げております。

最後の地域活動支援の項目におきましては、社員が地域活動をするための取り組みに配慮しているか。

それから11番のところでは、企業自身が地域活動に貢献している取り組みをしているか。

12番目としては、市の施策に協力するような取り組みをしているかどうかということで、全部で共通3つと、それぞれの項目の12個で全部で15個の項目を上げておきまして、共通項目は必須と。それぞれの分野の項目については、「実施中」は3つ以上、予定とあわせて6個以上あるということを満たせば登録するというような形で進めたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○委員（川上文浩君） 共通事項の3つの中にある就業規則を整備し、従業員に周知しているかと。これで「いいえ」と答えたら、もうこれは登録しないということなんですか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） そのように考えております。

○委員（川上文浩君） 要綱の第2条の2項の(5)男女共同参画の推進及び青少年の健全な育成を阻害するものということは、青少年の健全な育成を阻害するという会社を想定しているんですね。そういう会社を想定しているということですね、職種というか。例えばどういったところを想定しているの。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 職種を想定しているというよりも、そういう会社ですね。職種というよりは、その企業があると、そこはまずいだろうということです。

○委員（川上文浩君） もう少し具体的に。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 具体的な事例を挙げるのは、ちょっと今すぐ思いつきませんが、例えば青少年にとって悪いようなことを会社がしているというようなところはまずいだろうということです。

○観光経済部長（牛江 宏君） 例えばという話が出ましたけど、まずは青少年の健全な育成にならないと。例えば風俗的な事業をやっているような企業であるとか、その中で必ずしも風俗というと広くスナックとか、そういうものも入りますので、余り具体的に名称を出すのがいいのかわからないですけど、わいせつ的な表現をしているものを売っているとか取り扱っているとか、そういうような企業は基本的に今のような青少年の健全な育成を阻害するというふうに捉えてもいいのじゃないかなというふうに思っております。

○委員（川上文浩君） その辺の判断は担当課でやっていくということ、外部的な組織をつくるんですか。担当の課で判断していくということですか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 担当課と考えて今は進めようとしています。

○委員（川上文浩君） このチェックシートがあります。1から3は必須科目で、絶対守ってもらおうと。「予定あり」「実施中」が6項目以上であるということで、中身は、それが本当にできているかどうかというのはチェックされるんですか、全社。登録申請が出たときに。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 書面審査というか、これを信じるという形で進めたいと思っております。

○委員（川上文浩君） これを信じて調査をしないということになると、この要綱に書いてある部分のいろんな部分にそごが出てくることになりませんか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） もともとこの様式で、例えば青少年の健全な育成をするかどうかというのをチェックするものではないので、別物だとは考えておりますけど……。

○委員（川上文浩君） わかりやすく言うと、取り消しもできるんやね、これ。じゃあ、どうやって取り消すんですか。だから、確認せずに、このシートだけで登録しますか。例えば就業規則があるかどうかは、チェックシートですから、中身のあるかどうかもチェックしないということですよ。本当にそんなのでいいかなと僕は思うので、やはり必須ですよ。就業規則を整備して従業員に周知するという事なので、これは確認しないとまずいんじゃないかなと。100人以下の場合だと、3番は関係ないんですよ。だけれども、チェックシートだけで本当に登録していいんですか。ここだけちょっと、部長も含めて、本当にいいですか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 登録についてはこれで進めていって、先ほども登録したらそれで終わりですかという話で、3年間何もしないんですかというわけではないと考えておりました、その後について、逆に我々の思いとしては、登録したらやがて協定企業を目指すような形でステップアップしてほしいという考えでおりますので、そういう意味でチェックというかヒアリングというか、アンケート的なものをお出しして、企業とのつながりはとりたいたいというふうには考えております。

○委員（川上文浩君） やはりそういったときに、ある程度、そういうのは整備をしておかないと、登録者には特典がある。特に市が実施する企業と学生のマッチングの機会に優先的に参加させるなんてあるわけですね。そこで、実際マッチングであって、就職しました。就業規則がなかったです。誰が責任をとるんですかとなったときに、これを制度としてつくって、チェック機能が働いていなくて、例えばなってしまった場合の責任はどこがとるの。当然企業が負うでしょうけれども、役所側はどうするんですか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 仕組み上も実際上も役所が責任を負えるというものではないと考えてはおります。

○観光経済部長（牛江 宏君） 私の少し考えも含めてお話はさせていただきたいと思います。

担当課長は、もちろん基本的に書類審査というのを大前提としていると。これは取扱上の話でして、実態として、じゃあ書類が出てきて、危ういなと思ったときに何もしないかという話ではありませんので、実態の仕組みとしては、川上委員がおっしゃられるような外から

の確認であったり、必要に応じては相手にお聞きしたりということはあるという前提で御理解いただきたいと思います。この中で何十社出てくるのか、何百社出てくるのかというのがありますけれども、基本的にはそのあたりについては、担当課のほうが基本的に責任はとりますけれども、ただ、先ほど言われたように、最終的な就業規則がなかったことに対して、就職した方への責任はとれるのかとおっしゃられると、その辺は実態的には難しいので、そういうところをどうするかというのは、今後の課題として、当然この登録制度というのを逆に悪用してもらっては私どもとしては非常につらい話でして、市内にある企業のいいところを引き出してあげたい。最初に川上委員も、こういうことをやることはすごいいいことだと思っているとおっしゃっていただいた、まさにその部分をどうよくしていくのかというのは、少しずつ改良していかなきゃいけない部分だと思いますので、多分、議員の中にも事業者として活動してみえる方にとってみれば甘い部分とか弱い部分というのはあると思いますので、そのあたりの御指摘については随時受けながら、改良できる部分はさせていただきますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○委員（川上文浩君） やはりこれを提出してそれで終わりというハードルは余りにも危うい。ですから、就業規則を持って、この申込書というか、このチェックシートを持ってきてもらえばいいじゃないですか。そこで受け付けすれば、それで済む話でしょう。何でそれをやらないのかが僕は理解ができない。チェックシートと申請書と就業規則を必ずチェックして、あるかどうか。それが最低限の行政としての仕事ではないですか。私はそう思いますよ。これ1枚でぺろっと、はい、登録制と。どんだけ甘いというか、わからないですね。だから、それをやればいいだけの話だと僕は思うんですけども、それをすれば今言っていることはなくなってしまうのでということと、もうちょっとそういった部分で金融機関の個人対象向けの各種ローンでの金利優遇措置と。なぜこれは個人対象向けの各種ローンでの金利優遇措置なのというのもちょっとわからない。それもあわせてちょっと教えてください。

○観光経済部長（牛江 宏君） 前段の部分については、先ほどの受け取っただけという話の中の、逆に言えばうちのチェック項目、向こうのチェックシートじゃなくて、うちのチェック項目の中にそういうことは入れるということで御理解いただきたいと思います。

後段の話については課長から説明させます。よろしく申し上げます。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 後段の金融機関の個人対象向けローンというのは、実際に金融機関さんとお話をしておりまして、その中で企業に向けて金利優遇措置というのは、実際、企業に対する貸し出しというのは企業ごとに違うということで、率をどれだけとか、企業に対するのはなかなか難しいというお話があったので、その中でできることはというと、制度として固まっている個人向けの中で優遇をするということなら可能じゃないかという話し合いの中での記載になっております。

○委員（川上文浩君） 金利は変動しますよね、当然個人ローン向けでも。

じゃあ、どの銀行のどのローンに対して、金利0.01%なのかわかりませんが、どれだけ優遇されるのかというのは一覧表をつくりませんか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） まだ今金融機関との交渉中ですので、それぞれの金融機関との話し合いが固まったらお示しするような形になると思いますが、県の子育て支援登録制度というのもありまして、そこでも既存の個人向けローン、対象となる企業にお勤めの方は例えば金利0.1%を下げますよとかいうような仕組みでやっておりますので、そんなようなイメージで考えています。

○委員（川上文浩君） それと、市内に限定した金融機関なんでしょうね、当然。そこは统一的にそういう方向に行けると。全金融機関、いいですか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 今話している中でもやっぱり難しいという金融機関、昨年協定を結んだ金融機関の中でも、どこどこ向けとか、性格が違いますので一律には難しいというふうに考えています。逆に、こちらの考えに乗ってくれるところだけができるのかなというふうに思っています。

○委員（川上文浩君） この話に乗ってくれて、協力している特定の金融機関と。それは仕方ないですよ。でもそういったこともちゃんと……。来月からですもんね、これ。予定でいくと。そういうことが決まっていなかったら、あと1カ月、大丈夫なんですか。今の時点で1カ月前でそういうことが何も整備されていないのに、平成28年10月14日から募集しますよと。いって、質問されて答えられる状況になるんですか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） かなり厳しい日程でやっております、何とか頑張って進めておりますとしか言いようがありません。

○委員（川上文浩君） こういうのって、努力目標でやるべきものじゃないでしょう。

○観光経済部長（牛江 宏君） 済みません、課長の発言は訂正させていただきます。

しっかりやります。というのは、私ども今年度から、最初に申しあげましたように、企業さんとの連携はやりたいという思いです。その中で形にしたのがここです。最初、何をメリットとして取り上げるかというのは幾つか今打診をして、ある程度形として出せるというのがこの状況です。今、具体的な金融機関とも交渉中で、ある程度見込みのあるものもありますので、当然上げさせていただいています。最終的にできるできないというのは、当然募集をスタートするときには確定しておかなきゃいけないですので、その部分については確定させていただきます。それをもって登録をしていただき、なおかつ協定を年度内、それも年度の年明けぐらいにはやりたいと思っておりますので、そのスケジュールで私どもはしっかり進めてまいりますので、その辺は見ていただきまして、その成果をしっかり評価いただきたいというふうに思っております。

○委員（川上文浩君） これ、個別議決案件じゃないんだけど、議会としては。だけど、制度も中身もまだ確定していない、金利もわからない状況で議会に説明して、はいどうぞというほど議会は無能じゃないです、はっきり言っておきますけれども。ですから、もうちょっときちっと固まってから説明して出して、我々も聞かれたときにいい制度ですよと。ぜひ企業の皆さん、この制度を使って登録してください、努力しましょう、そういうふうに話を持っていくのが通例じゃないですか。部長、どうですか。

○観光経済部長（牛江 宏君） おっしゃるとおりです。それに向けてこの半月、もしくは1カ月以内には確定させますので、その状況については、始まる前までに再度皆様方にいろんな細かいところの情報だけは提供させていただきますので、よろしくお願いします。

○委員（川上文浩君） これ、平成28年10月14日からやらなくちゃいけない理由は何かあるのか。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 今年度のスケジュールとしまして、パンフレットのところにもありますが、1月の下旬にちょうど講演会等を企画しておりまして、そこでぜひ協定締結のPRができればということで、それに照準を合わせて進めておるといところでございます。

○委員長（天羽良明君） 暫時休憩です。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時08分

○委員長（天羽良明君） それでは、暫時休憩を解きます。

質疑のある方は発言をお願いします。

○委員（渡辺仁美君） 私は、基本的なところで、様式第1号についてお尋ねいたします。

この共通項目は、先ほど言われた企業の認識とか、そういったことを確認した上で、下に働きやすさ、子育て、それから介護、そして地域活動というふうに並んでいて、上から順に難易度の低いほうからだんだんレベルが上がっていったというふうに並べているかなというふうに読ませていただいたんですけども、幾つか分野ごとに分かれて、低目のところがあっても、これに登録された企業が登録後、アドバイザーとか、行政指導とかを受けつつだんだん上がっていけるという流れでおやりになるかということが1点と、こういう内容をつくるに当たって、ストレスチェックとか意識はされたんでしょうか。私自身も会社でストレスチェックを受けたばかりですが。

○経済政策課長（渡辺勝彦君） 前段の御質問のこういった項目がだんだんステップアップしていったほうがいいという考えではあります。

ストレスチェックについては、この項目に当たっての考えの中では、特別そのことを考えてはつくっていません。先ほどの働きやすい職場であれば、残業とか年休とか窓口とか、幾つか働きやすい職場となるようないろんな項目がありますけど、そこからこの3つは一番基本的なところでやっておいてほしいということで、それぞれの分野で3つずつ上げたというような選択の仕方です。

○委員（川上文浩君） 最後ですけれども、これ、いいんですよ。本当にいいことをやっているんですけども、ただ、成果を上げるために、とにかく登録をふやしたいがためにチェックが甘くなって、就業規則もないようなところが入らないようにはしていただきたい。さすがにこの項目って、中小零細で厳しいんですよね。ここに書いてあるやつ。内容のところの2番目の項目ね。必須項目じゃないところ、非常に厳しい。それはやりたいことはやまやまな

んだけれども、なかなか難しいという事情があるんだけれども、ただ、でも担当課とすると、登録をふやしたいがために、そういったところまでも無理やり入れてしまうようなことだけはやめていただきたいというふうに思うので、先ほど言ったような部分も含めて、もう一度しっかりと制度を説明できるようにしておいてください。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

そうしましたら、今のやりとりの中でもありましたように、再度また報告を求めたいと思いますが、委員の皆さん、それでよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

以上で、この件に関しましては終了いたします。

以降の議事は委員のみで協議しますので、執行部の方は御退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 3 時 12 分

再開 午後 3 時 13 分

○委員長（天羽良明君） 再開いたします。

それでは、4 番目の協議事項に入ります。プログラムの中では、ここに書いてあるものでは一番最後になりますが、分科会での提言はまた最後に行いたいと思います。

その前に、所管事務事業の調査研究課題についてというところを議題といたします。

少し説明をさせていただきます。

先日、委員長会議がございまして、その際に議長よりお話がありました。それを加味して、当委員会といたしましては、建設市民委員会のスキーム案ということで、その後の説明をさせていただき、そういった課題抽出の方法と、あとは議会報告会実施会議も同日にございまして、そのグループ討議での議論の内容・テーマという形の宿題をいただいておりますので、それを含めた形でアンケートを作成させていただきまして、皆様より提出をいただきましたので、そこで副委員長よりアンケート結果を少し説明させていただきますので、副委員長、お願いいたします。

○副委員長（勝野正規君） 先般、お配りしたアンケートが回収できましたので、秋の議会報告会で当建設市民委員会としてテーマを持ってやるということで、一番多かったのが①番ですけれども、生涯教育施設、公民館が 6 件、1 人 2 点出していますから重複していますけど。あと都市計画マスタープランが 2、観光グランドデザインが 2、自治会とか有害鳥獣、空き巣が 1、あとはゼロでしたので、当委員会としては、アンケートにあった①番の生涯学習施設、公民館をより使いやすい施設とするためにということを経年の秋の報告会のテーマとしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（天羽良明君） 委員の皆さん、異議なしということでよろしいでしょうか。

1つ、2つぐらいということだったので、公民館と……。

○副委員長（勝野正規君） 余りテーマを多くすると、市民との意見交換の部分が削られちゃってなくなると思ったので、もう余分なことは言わずに1点を申し上げた次第で、2点と言われれば別に構いませんけれども、時間は限られています。

○委員長（天羽良明君） そうですね、一応今の話では、都市計画マスタープランのところについてもチェック項目が多かったということでしたので、念のために公民館のコミュニティセンター化についてとか、そういったことと都市計画マスタープランの件2つを、当委員会としましては実施会議で出てきたという形で2つ上げさせていただくということでしょうか。

[「はい」の声あり]

それでは、ちょっと話を戻しますが、所管事務事業の調査・研究課題ということで、委員会のスキームの中にも……。

○委員（川上文浩君） コミュニティセンター化だけ最優先にしておいて、都市計画マスタープランはどちらでもいいというスタンスでいいと思います。

○委員長（天羽良明君） それでは、調査・研究課題について少し触れさせていただきたいと思います。こちらのほうは、常任委員会の機能強化ということで、一般質問等の中からも課題を抽出したらどうだということとか、あとは決算委員会とかの提言とか、そういったことを加味しながら、当委員会として取り上げるべき課題の抽出を絞って、それをイメージ的には年度末というか、改選前の定例会ぐらいに当委員会としてこういう成果を出しましたとか、条例改正に至ったとか、そんなようなイメージが出せればというところで機能を図っていくということで、一つの目標として取り組んでいく所管の課題について、皆さんからアンケートのほうでちょっと答えていただいているものも少しありますので、副委員長のほうから少しお願いします。

○副委員長（勝野正規君） 一般質問から取り上げるべき課題ということで2点いただきまして、防災の課題、これは風水害によるタイムラインのこととか、地震における家屋の耐震化についてとか、コミュニティバス日曜運行の推進について、この3点をいただいておりますので、いかがお諮りいたしましょうか。

○委員長（天羽良明君） 今、副委員長から説明いただきました防災に関しましては、きのうの総務委員会で取り上げておりましたので、当委員会としては合っていないと思います。

あと、コミュニティバスの話も日曜運行がこれから進んでまいりますもんで、これも渡辺委員から先日お話があった際も、当委員会としては、もちろんコミュニティバスの進捗状況を見ていくということはやっていきますという形ですので、あえて所管の課題として取り上げるのではなく、見守っていこうという話になっております。

当委員会として、課題としましては、委員会スキームの2番のほうで、ファシリティーマネジメントの全体的な施設のあり方ですね。文化創造センター a 1 a の大規模改修もございまして、こういった状況を把握していくということと……。

○委員（川上文浩君） 一般質問はどうなりますか。

○委員長（天羽良明君） 一般質問のほうは、今回の一般質問のほうからは、今、コミュニティバスの日曜運行の件を取り上げたらどうだという意見が出てきました。

○委員（川上文浩君） だから、どうするの。所管事務に入っているから、あえて抽出しないということを行ったでしょう。だから、一般質問からとるものはないの、あるの、どうするの。

○委員長（天羽良明君） コミュニティバスの件については、そういったことで当委員会としては課題として取り上げておりますので、ほかにございませんか。

アンケートのほうでは記載がございませんでした。

〔発言する者あり〕

そうしましたら、家屋の倒壊のことについては、当委員会として課題として取り上げるかどうかということについて、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

○委員（川上文浩君） ちょっとニュアンスが違うんだよね、委員長。

要は、所管事務所掌はわかっているよね。その中で、一般質問の中でさらに強化して課題としていく部分とか、新たに所管事務調査に入れるべきものはありますか、どうですかというふうに進めていかないとだめなんですよ。

今の耐震の件も、所管事務の中にそれは全部入っていますけれども、それについてさらに調査・研究を進めていく必要がありますか、どうですかということなので、そこをどうするかということを決めなくちゃいけなくて、今回の一般質問からのことだけ言うとね。

ここに出してある課題とかいうのは今回の一般質問は関係ないから、そこはちょっと分けて進めていかないとだめですねということ。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

一般質問のほうからは、家屋の倒壊ということが出てきましたが、当委員会としての所管調査事項には一応入っておりますが、さらに当委員会として取り上げていくべきかどうかということについてはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

わかりました。

では、定期報告を求めていくという形で見守っていきたいというふうに思います。

そのほかはどうでしょうか、一般質問のほうからは。

〔挙手する者なし〕

特にはございませんようですので、今回の一般質問から、当委員会としてさらに調査を深めていくという課題のほうはございませんでしたので、次回の一般質問でまた課題があれば、皆様から御意見をいただいきたいというふうに思います。

○委員（高木将延君） 当委員会の課題のところの1番のファシリティーマネジメントにおける施設のあり方とあるんですけど、これ、きのうの総務企画委員会のほうでも所管は総務企

画委員会じゃないかという話もちらっと出ていたような気がするんですけど、この辺のうちの委員会との線引きというのをはっきりしておいていただけると助かるんですが。

○委員（川上文浩君） 今の高木委員の意見なんですけれども、例えばファシリティーマネジメントの全般にわたって、個別的に公共施設をどうしていくかということは総務企画委員会だと思います。文化創造センター a 1 a の大規模改修の進捗状況というものは、基本的にここが所管になるんですよ。財団が所管になっているので。ここになるんで、ファシリティーマネジメントというものは全般にかかわってくるので、ファシリティーマネジメントで捉えれば総務企画委員会の部分だけど、文化創造センター a 1 a の大規模改修にファシリティーマネジメントを入れるかどうかなんですけど、文化創造センター a 1 a の大規模改修についてはここでやっていくということで整理すれば。ファシリティーマネジメントは必ず全てに関して、学校の建物をどうしようかといったときには、当然教育福祉委員会もファシリティーマネジメントにかかわってくるので、全般にまたがってくるという感覚でいいんじゃないかなというふうに思います。

○委員（伊藤健二君） ファシリティーマネジメントは公共施設に関する財政計画的な要素がある、超長期的の50年単位の。そういう流れの中で個別の問題をどうするというのは所管のこれからの課題ですね。

○委員長（天羽良明君） それでは、当委員会の課題といたしましては、文化創造センター a 1 a の大規模改修の進捗状況ということと、公民館のコミュニティセンター化の適否、そして都市計画マスタープラン計画策定過程の進捗状況の把握と用途地域の状況の把握など、この3つに絞っていきたいというふうに思います。

それでは、これで委員会を終了させていただきます。

閉会 午後3時26分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年9月15日

可児市建設市民委員会委員長